

第3次枚方市 男女共同参画計画



第3次枚方市男女共同参画計画
平成28(2016)年～平成37(2025)年

発行年月／平成28(2016)年4月
発行／枚方市
編集／枚方市市長公室人権政策室
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
TEL. 072-841-1221(代表) FAX. 072-841-1700
E-mail jinken@city.hirakata.osaka.jp

平成28(2016)年3月
枚方市

平成28(2016)年3月

 枚方市

はじめに

我が国では、急速な少子高齢化とそれに伴う人口減少が進展し、時代は大きな転換期を迎えています。こうした状況の中で、変化に対応しながら、多様性と活力に富み、将来に希望を抱くことができる社会を築くためには、性別にかかわらず全ての個人が、互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

本市では、平成13(2001)年3月に、枚方市男女共同参画計画を策定し、平成22(2010)年4月には、男女共同参画の推進に関する基本理念や市、教育に関わる者、事業者及び市民団体、市民の責務を定めた枚方市男女共同参画推進条例を施行しました。また、平成23(2011)年3月には、同条例の考え方を具体化した第2次枚方市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に進めてきました。

この間、行政のみならず、社会の様々な取り組みに男女共同参画の観点が盛り込まれるようになり、市民意識の醸成が図られてきましたが、一方で、社会には依然として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが否めず、政策及び方針決定過程における女性の参画が十分に進んでいないことや、男性の育児休業取得率が著しく低いこと、DV(ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人からの暴力)の問題が深刻化していることなど、多くの課題が残されています。

こうした中、本市ではこのたび、第2次枚方市男女共同参画計画の計画期間が平成27(2015)年度末で終了することから、平成26(2014)年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケート調査の結果や現行計画の成果と課題を踏まえ、平成37(2025)年度を目標年度とする第3次枚方市男女共同参画計画を策定しました。今後は、本計画に基づき、様々な形での啓発に引き続き取り組むとともに、重大な人権侵害であるDVの防止や被害者支援体制の強化、仕事と子育ての両立支援など、男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに推進し、多くの人から選ばれる「豊かで誇りある枚方」の実現を目指してまいります。

本計画の推進には、市民、事業者及び関係機関の皆様との連携、協働が何よりも重要です。皆様には、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、熱意をもって広範な分野にわたり真摯に審議を重ねていただきました枚方市男女共同参画推進審議会の委員の皆様、アンケート調査及び意見聴取などを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、計画策定にご協力いただきました関係機関の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成28(2016)年3月

枚方市長 伏見 隆



第3次枚方市男女共同参画計画

目次

Contents

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の構成	3
5. 計画の進行管理	4
6. 計画の基本理念	4
7. 計画の基本目標	4
8. 計画の体系	5

第2章 計画策定の背景

1. 国際社会、国、大阪府の動向	8
(1) 国際社会の動向	8
(2) 国の動向	10
(3) 大阪府の動向	11
2. 第2次枚方市男女共同参画計画における取り組みの成果と課題	12
基本目標1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する	12
基本目標2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する	14
基本目標3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する	16
基本目標4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する	18
基本目標5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する	19

第3章 計画の内容

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	24
基本方向(1) 男女共同参画への理解の促進	24
基本方向(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進	25
基本方向(3) 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上	26
基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	27
基本方向(1) 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり	27
基本方向(2) 暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進	28
基本方向(3) 被害者支援体制の充実	29
基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり	31
基本方向(1) 子育てと介護への支援	31
基本方向(2) 就業、起業、再就業への支援	31
基本方向(3) 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保	32
基本方向(4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への理解の促進	33
基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	34
基本方向(1) 生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援	34
基本方向(2) ひとり親家庭等への支援	35
基本方向(3) 高齢者、障害者、外国人住民等への支援	35
基本方向(4) 男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進	36
基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備	38
基本方向(1) 政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進	38
基本方向(2) 男女共同参画の視点に立った施策展開	38
基本方向(3) 関係機関や市民団体等との連携強化	39
基本方向(4) 意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実	39

第3次枚方市男女共同参画計画指標 40

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革 40

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶 41

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり 44

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり 45

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備 46

参考資料

諮問書 50

答申書 51

枚方市男女共同参画推進審議会委員 52

第3次枚方市男女共同参画計画策定の経過 53

男女共同参画に関する市民アンケート調査結果（概要） 54

（1）一般調査 54

（2）学生調査 57

枚方市男女共同参画推進条例及び関係規則 62

関係法令 66

男女共同参画関連年表 88

第1章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、平成11（1999）年6月に、男女共同参画社会基本法が制定され、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」であり、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明示されました。

本市においては、平成13（2001）年に、枚方市男女共同参画計画を策定し、平成22（2010）年度を目標年度として基本的な考え方や方向性を定め、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。平成22（2010）年4月には、枚方市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画推進に関する基本理念並びに市、教育に関わる者、事業者、市民団体及び市民の責務や、市の施策の基本となる事項を定めるとともに、平成23（2011）年3月に、条例に基づく第2次枚方市男女共同参画計画を策定し、総合的、計画的に施策の展開を図っています。

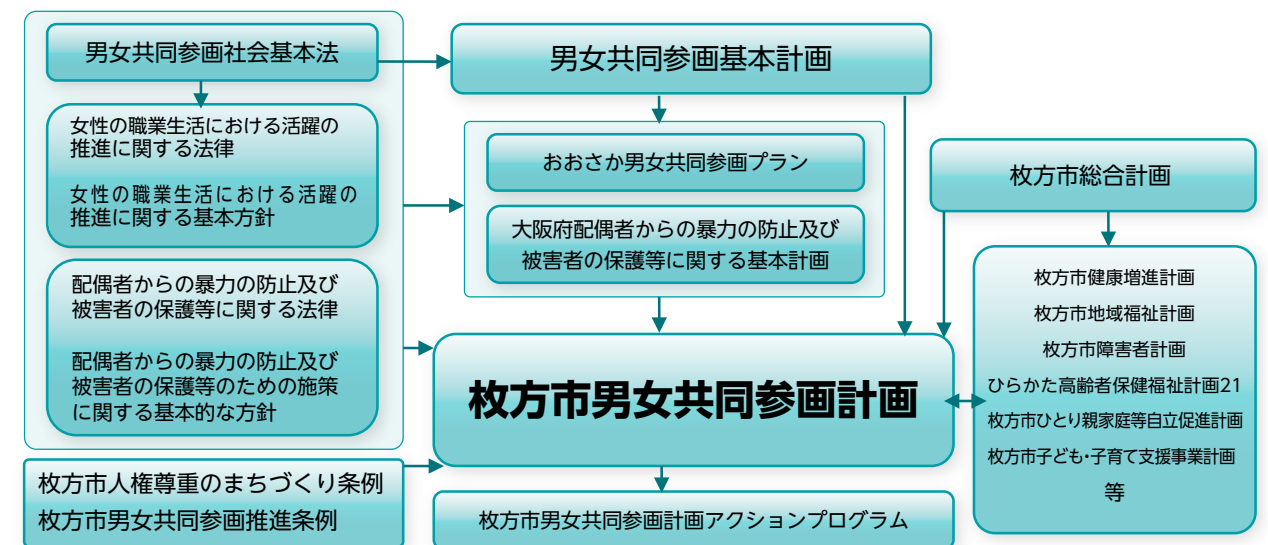
しかし、高度経済成長期に社会通念として根付いた固定的な性別役割分担意識^{*1}が、いまだに根強く残っていることや、政策及び方針決定過程における女性の参画が低調であること、配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：以下「DV」という。）の問題が深刻化していることなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。働く場面においては、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方が依然として根付いており、女性が十分に活躍できない原因となっています。また、生活の場面においては、男性の家事、育児、介護への参画や、地域活動への貢献などが十分とはいえない状況で、特に男性の育児休業取得率は著しく低いものとなっています。

こうした状況やこれまでの取り組みの成果と課題、平成26（2014）年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケート調査（以下「市民アンケート調査」という。）の結果をふまえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに推進するため、第3次枚方市男女共同参画計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

^{*1} 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などは固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例である。

2. 計画の位置付け

- （1）枚方市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、現行の第2次枚方市男女共同参画計画を継続、発展させる計画です。
- （2）市の総合計画や他の個別計画との整合性を持たせた計画です。
- （3）男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村男女共同参画計画です。
- （4）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画（本計画の基本目標2）を含む計画です。
- （5）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく、市町村推進計画（本計画の基本目標3）を含む計画です。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成28（2016）年度から平成37（2025）年度までの10年間とし、長期的な視野に立ち、継続的に施策を推進します。なお、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、平成32（2020）年度に中間見直しを行います。

4. 計画の構成

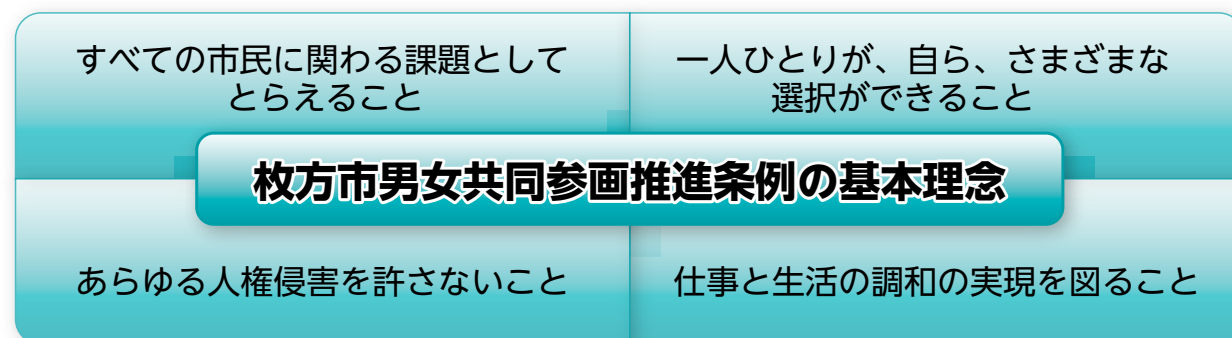
男女共同参画社会の実現に向けて、5つの基本目標と18の基本方向及び取り組み概要を定めます。なお、本計画の具体的な取り組みについては、別途、実施計画としてアクションプログラムを策定します。

5. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、具体的な取り組みを定めたアクションプログラム（前期：平成28（2016）年度～平成32（2020）年度／後期：平成33（2021）年度～平成37（2025）年度）に基づき、施策を展開します。施策の取り組み状況については、市長の附属機関である枚方市男女共同参画推進審議会で確認を行うとともに、枚方市男女共同参画推進本部において進行管理を行います。その結果については、ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。

6. 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現を目指すための指針として、平成22（2010）年4月に本市が制定した、枚方市男女共同参画推進条例では、次の4つの基本理念を定めています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

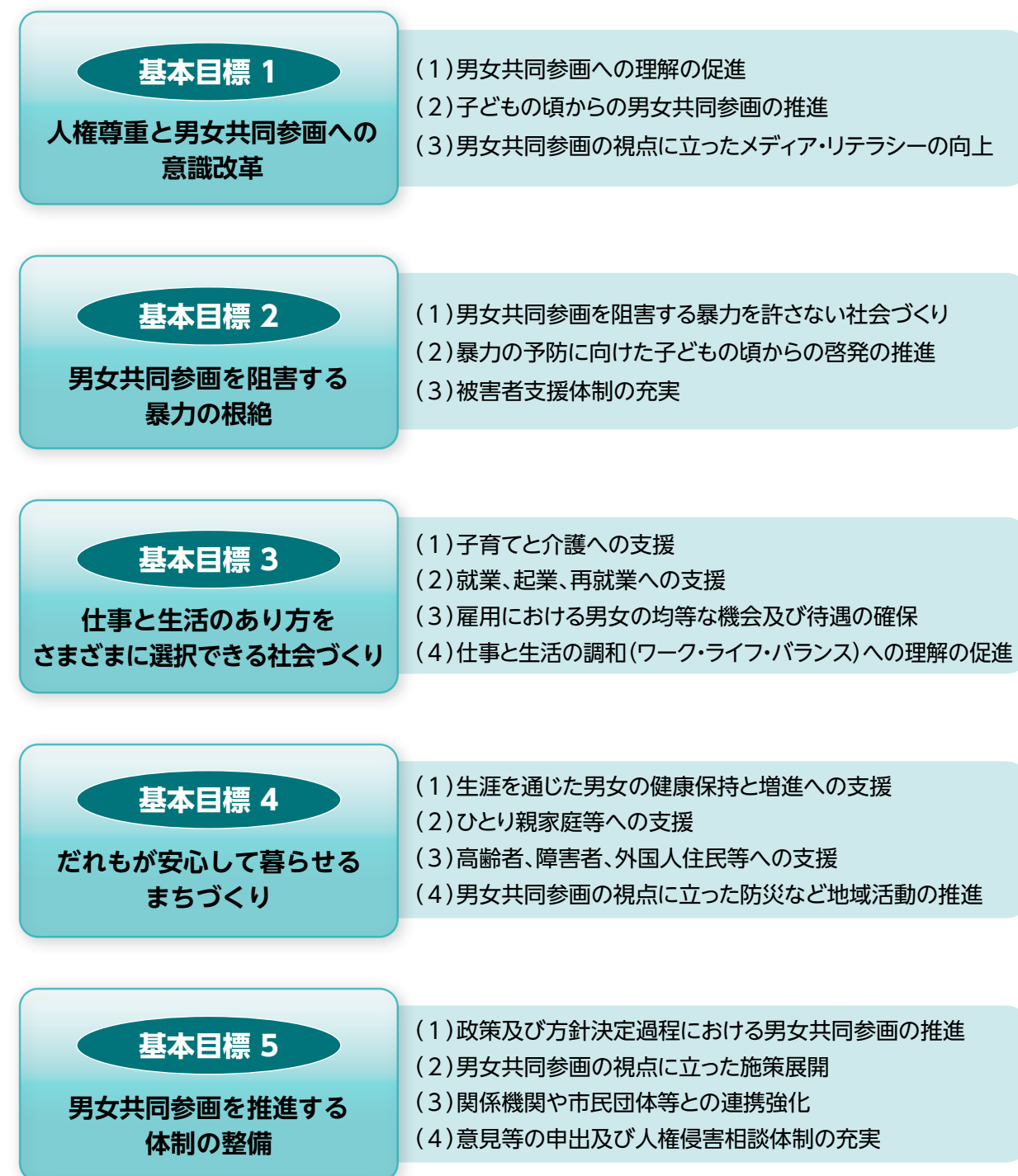
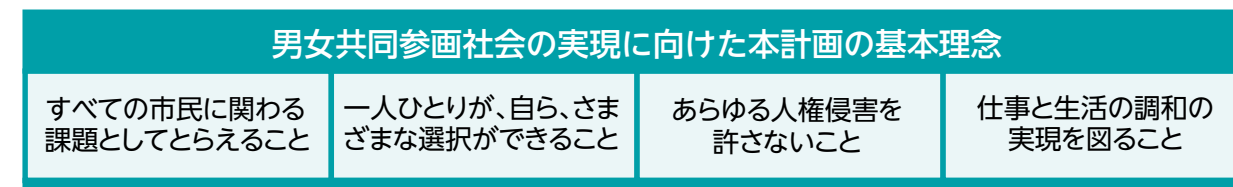


7. 計画の基本目標

枚方市男女共同参画推進条例の基本理念は、本市が男女共同参画を推進するにあたっての、基本的な考え方となります。本計画においても、この4つの基本理念に基づき、すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重され、仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、5つの基本目標を定め、施策を推進します。

- 基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革
- 基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶
- 基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり
- 基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

8. 計画の体系



第2章

計画策定の背景

1 . 国際社会、国、大阪府の動向

(1) 国際社会の動向

国連が提唱した「国際婦人年」である昭和50（1975）年に、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、世界行動計画が採択されました。昭和54（1979）年には、国連総会において、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。この条約では、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、慣習や慣行など個人の意識改革も求められています。

平成7（1995）年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言及び行動綱領が採択されました。平成12（2000）年には、ニューヨークにおいて女性2000年会議（国連特別総会）が開催され、行動綱領の進捗状況を検討、評価するとともに課題を明らかにし、一層の行動を求める政治宣言及び成果文書が採択されました。平成17（2005）年には、第4回世界女性会議から10周年を記念する会議として第49回国連婦人の地位委員会（北京＋10）が開催され、北京宣言及び行動綱領、女性2000年会議成果文書が確認され、完全実施に向けた一層の取り組みが国際社会に求められました。

平成21（2009）年に、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解が公表され、日本での取り組みの遅れについては、固定的な性別役割分担意識が深く根付き残っていること、政治的、公的活動への女性の参画が低調であること、性別に基づく賃金格差が非常に大きいこと、妊娠や出産を理由に女性が違法に解雇されていること、男性の育児休業取得率が著しく低いことなどが指摘されています。

平成23（2011）年には、ジェンダー^{*2}平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足しました。平成24（2012）年には、ラオス人民民主共和国において、第1回女性に関するASEAN閣僚級会合が開催されました。また、国連婦人の地位委員会では、平成24（2012）年の第56回及び平成26（2014）年の第58回において、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案が採択されました。

これらの世界的な動きの中で、日本の現状を見ると、世界経済フォーラムが各国内の男女間

の格差を数値化したジェンダー・ギャップ指数^{*3}において、平成27（2015）年には、日本は世界145か国中101位となっています。経済分野、教育分野、政治分野、保健分野における男女格差を測定し、その合計で順位が決まるもので、格差が少ないほど順位は上位となります。日本は経済分野（106位）と政治分野（104位）の順位が低く、総合順位を下げる原因となっています。

■ジェンダー・ギャップ指数（The Global Gender Gap Index）2015

順位	国 名	総合スコア	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与
1	アイスランド	0.881	0.836	1.000	0.970	0.719
2	ノルウェー	0.850	0.868	1.000	0.974	0.559
3	フィンランド	0.850	0.815	1.000	0.980	0.607
4	スウェーデン	0.823	0.836	0.996	0.974	0.486
5	アイルランド	0.807	0.777	0.998	0.979	0.474
6	ルワンダ	0.794	0.808	0.944	0.972	0.452
7	フィリピン	0.790	0.799	1.000	0.980	0.382
8	スイス	0.785	0.798	0.993	0.974	0.376
9	スロベニア	0.784	0.778	1.000	0.973	0.385
10	ニュージーランド	0.782	0.768	1.000	0.970	0.390
11	ドイツ	0.779	0.737	0.987	0.979	0.413
15	フランス	0.761	0.699	1.000	0.980	0.365
18	イギリス	0.758	0.724	1.000	0.974	0.335
28	アメリカ	0.740	0.826	0.999	0.975	0.162
30	カナダ	0.740	0.773	1.000	0.969	0.218
41	イタリア	0.726	0.603	0.995	0.974	0.331
75	ロシア	0.694	0.731	1.000	0.979	0.066
91	中国	0.682	0.657	0.988	0.919	0.162
98	ガンビア	0.674	0.697	0.926	0.973	0.098
99	ハンガリー	0.672	0.685	0.991	0.979	0.035
100	キプロス	0.671	0.643	0.998	0.974	0.069
101	日本	0.670	0.611	0.988	0.979	0.103
102	スワジランド	0.670	0.608	1.000	0.961	0.109
103	ベリーズ	0.668	0.651	0.994	0.980	0.048
104	マルタ	0.668	0.573	1.000	0.970	0.128
108	インド	0.664	0.383	0.896	0.942	0.433
115	韓国	0.651	0.557	0.965	0.973	0.107
145	イエメン	0.484	0.225	0.720	0.967	0.026

※スコアについては1が完全平等、0が完全不平等を意味する。

^{*2} 社会的、文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（gender）という。ジェンダーは、それ自体によい、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

^{*3} The Global Gender Gap Report 2015（WORLD ECONOMIC FORUM）：具体的には次のデータから算出される。【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率【保健分野】・新生児の男女比率・健康寿命【政治分野】・国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数

(2) 国の動向

昭和50(1975)年に、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和52(1977)年に、女性行政関連施策の10年間の方向性を明らかにした、国内行動計画が策定されました。

昭和59(1984)年には、国籍法及び戸籍法が改正され、昭和60(1985)年に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定など、国内法の整備を進め、昭和60(1985)年に、女子差別撤廃条約を批准しました。

平成11(1999)年には、男女共同参画社会の実現を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けた、男女共同参画社会基本法が制定されました。平成12(2000)年には、この法律に基づき、10年間の長期的な方向性を示した男女共同参画基本計画が策定され、平成17(2005)年には、男女共同参画基本計画(第2次)、平成22(2010)年には、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解において指摘された課題を受け、実効性のある行動計画として、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

平成12(2000)年には、ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)が制定され、ストーカー行為に対する処罰や規制、被害者に対する援助等が定められました。平成25(2013)年には、法律が一部改正され、加害者に対する警察の警告権限が強化されました。

平成13(2001)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)*⁴が制定され、平成16(2004)年、平成19(2007)年、平成25(2013)年の改正を経て、保護命令の拡充や適用対象の拡大などの法整備が進められています。DV防止法は、被害者を女性に限定していませんが、前文に「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている」と明記されています。

平成18(2006)年には、男女雇用機会均等法が改正され、間接差別の禁止や、妊娠や出産を理由とする不利益取扱いの禁止、男性への差別の禁止等に関する規定などが盛り込まれました。

平成19(2007)年には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針が策定されました。

平成24(2012)年には、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定され、平成26(2014)年には、すべての女性が輝く社会づくり本部が設置されました。平成27(2015)年には、豊かで活力ある社会の実現を目的とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)が制定されました。また、第4次男女共同参画基本計画が策定され、計画全体にわたる横断的視点として、男性中心型労働慣行*⁵等の変革と女性の活躍が、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として、位置付けられました。

*⁴ 平成25(2013)年の改正で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者についても、法の適用対象となり、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。

*⁵ 大量生産を可能にする工業化に対応しやすいものとして、年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方のこと。

(3) 大阪府の動向

昭和56(1981)年に、女性の自立と参加を進める大阪府行動計画が策定されました。それ以降、昭和61(1986)年に、21世紀をめざす大阪府女性プラン女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画、平成3(1991)年に、男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画女と男のジャンプ・プランが策定されています。

平成17(2005)年には、大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画が策定され、平成21(2009)年には、大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(改定版)、平成24(2012)年には、大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)*⁶が策定されました。その中で、関係行政機関や民間団体と連携を図るとともに、府内市町村における相談機能の充実及び相談担当者の資質の向上など、支援体制の強化に取り組むこととしています。

平成9(1997)年に、男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)新 女と男のジャンプ・プラン、平成13(2001)年に、平成22(2010)年までを計画期間とする、おおさか男女共同参画プランが策定されるとともに、平成14(2002)年には、男女共同参画社会の実現を目指す指針として、大阪府男女共同参画推進条例が制定されました。

平成23(2011)年には、おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)が策定され、「大都市圏である大阪が有する文化、産業、ネットワーク等の財産」や「大阪のそれぞれの地域が有する力」を再確認し、活かして、「女性、男性、子ども、困難な課題を有する人々など、それぞれの人にかかわるものとして」、国際社会から評価される、大阪らしい男女共同参画社会の形成を目指し、「市町村やNPO、大学、企業、経済団体等と連携・協働し、大阪全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する」こととしています。

平成28(2016)年には、女性活躍推進法などによる女性の活躍推進を進める国の政策動向や、今日的な課題を踏まえ、おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)が策定されました。あらゆる分野における女性の活躍、健やかに安心して暮らせる社会づくり、全ての世代における男女共同参画意識の醸成が、計画の基本方針となっています。

*⁶ 平成25(2013)年のDV防止法改正に伴い、計画名が「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)」に改められ、適用対象範囲の追加と法律名に係る文言が修正された。

2. 第2次枚方市男女共同参画計画における取り組みの成果と課題

本市では、平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までを計画期間とした、第2次枚方市男女共同参画計画において、枚方市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、5つの基本目標と20の基本方向を設定し、取り組みを進めてきました。本計画を策定するにあたり、基本目標ごとに、取り組みの成果をまとめるとともに、推進状況を把握するための指標の推移をもとにして、今後の課題を整理しました。

- 枚方市男女共同参画推進条例の基本理念
- （１）すべての市民に関わる課題としてとらえること
 - （２）一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること
 - （３）あらゆる人権侵害を許さないこと
 - （４）仕事と生活の調和の実現を図ること

基本目標1 人権尊重の視点から男女共同参画の理解を促進する

【取り組みの成果】

主な取り組みとして、男女共同参画推進の拠点施設である男女共生フロア・ウィルにおいて、市民を対象とする啓発講座、講演会、映画上映会を開催するとともに、NPO、市民団体、事業者との連携を図りながら、男女共同参画の意義を広く周知するための啓発を進めてきました。また、男女共同参画を目指す情報誌『モアメイム』を毎年度、発行しています。

学校園においては、男女平等教育事例集などを活用し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、子どもたちが主体的に学び行動する姿勢を育む指導を行うとともに、人権教育推進に携わる教員の専門性向上のために、人権教育研修を行いました。

また、市において、ホームページ、ポスター、パンフレットなどにより情報発信を行う場合は、率先して男女共同参画の推進に配慮した、ふさわしい表現となるよう努めるとともに、日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して生活できるように、生活情報の提供を行いました。

ホームページにおいては、英語、中国語、韓国語への自動翻訳を行っているほか、「外国人のための枚方生活ガイド」（5か国語）、「配偶者からの暴力に悩むあなたへ」（6か国語）を発行しました。日本語を学び交流する場としては、日本語・多文化共生教室「よみかき」を6か所の生涯学習市民センターで実施しました。また、平成27（2015）年6月からは、安心して市内の医療機関を利用できるように、英語と中国語による医療通訳ボランティア（医療通訳士）の派遣を始めました。

【指標の推移】

	指 標	出 典	H22年度 (2010)	H24年度 (2012)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
1	枚方市男女共同参画推進条例の周知度	市民アンケート	6.5%	5.4%	17.6%	増加
2	男女共生フロア・ウィルの周知度	市民アンケート	3.6%	5.6 %	13.2 %	増加
3	「男は仕事、女は家庭」という考えに同感しない人の割合	市民アンケート	女性44.6% 男性35.0%	女性55.8% 男性41.0%	女性56.0% 男性45.6%	増加
4	① 家庭生活で男女が平等だと思う人の割合	市民アンケート	女性29.1% 男性45.2%	女性31.5% 男性47.7%	女性34.7% 男性44.5%	増加
	② 職場で男女が平等だと思う人の割合	市民アンケート	女性16.4% 男性29.3%	女性18.8% 男性31.9%	女性18.8% 男性29.9%	増加
	③ 全体で男女が平等だと思う人の割合	市民アンケート	女性16.2% 男性27.8%	女性15.9% 男性29.5%	女性 8.7% 男性21.7%	増加

【今後の課題】

男女の不平等感が残る背景には、「女性だから、男性だから」と性別に基づいて役割を固定化したり、行動や選択を制限したりする、固定的な性別役割分担意識が影響していると考えられます。「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）人の割合（指標3）は、平成26（2014）年度調査で、女性56.0%、男性45.6%となっており、男女ともに年々増加しています。国の調査^{*7}（女性51.6%、男性46.5%）と比較してもほぼ同様の結果となっていますが、まだ半数近くの人に、女性、男性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方が根強く残る現状となっており、さらなる意識改革が求められています。

また、「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）人の割合は、平成26（2014）年度の市民アンケート調査で、女性23.9%、男性18.9%となっており、特に、子育てに関しては、固定的な性別役割分担意識が顕著に現れているといえます。

一方、社会の様々な場面で男女が平等だと思う人の割合（指標4①②③）は、男性が女性よりも高くなっており、男女平等への現状認識において、男女の意識の差が見られます。平成26（2014）年度の市民アンケート調査で、男女共同参画を推進するために必要なのは、「男性が意識を改革する」ことと答えた人が、女性55.8%、男性53.0%となっています。男性では、この選択肢を選んだ人が一番多く、男性自身も、男性の意識改革の重要性を認識しているといえます。

^{*7} 女性の活躍推進に関する世論調査 内閣府 平成26（2014）年8月28日～9月14日実施

また、平成26(2014)年度の、学生を対象とした市民アンケート調査では、家事や子育ては「女の人为主にするのがよい」、お金を稼ぐ仕事は「男の人が主にするのがよい」という考え方が、子どもの頃からすでに見られ、子どもへの啓発及び子どもの周囲の大人の意識醸成が必要だといえます。

男女共同参画社会の実現を目指し、一人ひとりの意識改革に向けて、重点対象を絞った効果的な施策を進めていく必要があります。

基本目標2 配偶者や恋人などからの暴力を根絶する

【取り組みの成果】

主な取り組みとして、平成25(2013)年4月に、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を開設し、DV被害者支援体制の充実を図りました。枚方市ドメスティック・バイオレンス関係機関連絡会議の構成機関(大阪府女性相談センターや警察署などの外部機関及び庁内関係部署、計25機関)との連携を強化しながら、緊急時の対応や法的制度利用への援助を含め、途切れない支援に努めるとともに、相談窓口カードや外国語版パンフレット「配偶者からの暴力に悩むあなたへ」(6か国語)の配置、公用自動車への窓口PRマグネットの掲示、広報ひらかたへの特集記事の掲載など、様々な機会をとらえて相談窓口の周知を進めました。また、被害者が安心して相談できる体制づくりのために、関係機関の職員を対象とした研修を実施し、支援者の育成に努めています。

啓発事業としては、DVなどの暴力防止に向けた意識醸成のために、男女共生フロア・ウィルにおいて、市民を対象とする啓発講座、講演会、映画上映会を開催しました。若年層への啓発としては、小学生を対象に、暴力の加害者や被害者にならないため、互いを尊重し合い問題解決の方法を学ぶDV予防教育プログラムを実施したほか、市内の高校及び大学に、デートDV^{※8}防止啓発カードを配布しました。

【指標の推移】

	指 標	出 典	H22年度 (2010)	H24年度 (2012)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
5	DV相談窓口を1つも知らない人の割合	市民 アンケート	11.8%	11.4%	5.5%	減少
6	① 「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合	市民 アンケート	女性26.8% 男性21.6%	女性21.8% 男性17.2%	女性16.1% 男性22.3%	減少
	② 「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	市民 アンケート	女性16.2% 男性23.6%	女性13.6% 男性17.7%	女性10.8% 男性19.2%	減少

※8 恋人同士の間で起きる暴力のこと。

	指 標	出 典	H22年度 (2010)	H24年度 (2012)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
7	① 過去1年間にDV被害を経験した人の割合(身体的暴力)	市民 アンケート	—	女性11.7% 男性 4.1%	女性12.0% 男性 9.0%	減少
	② 過去1年間にDV被害を経験した人の割合(精神的暴力)	市民 アンケート	—	女性15.2% 男性 6.3%	女性17.1% 男性12.7%	減少
	③ 過去1年間にDV被害を経験した人の割合(性的暴力)	市民 アンケート	—	女性10.5% 男性 0.6%	女性 9.7% 男性 3.9%	減少

【今後の課題】

DV相談窓口の周知度(指標5)は年々上がっていますが、平成26(2014)年度の市民アンケート調査結果で、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」の認知度は、女性34.2%、男性20.0%にとどまっており、潜在的な被害者への支援も視野に入れて、さらに相談窓口の周知を進める必要があります。

DVに対する認識(指標6①②)については、「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」、「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」といった誤った考えを持っている人の割合は減りつつあるものの、依然として高い数値を示しており、DVに対する正しい理解をさらに広めていく必要があるといえます。

過去1年にDV被害を経験した人の割合(指標7①②③)は、平成24(2012)年度と平成26(2014)年度を比較して、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のほぼすべてにおいて、男女ともに増加しています。男性の被害の増加についても注視していく必要があります。

また、平成26(2014)年度の学生を対象とした市民アンケート調査では、交際相手からの暴力被害を受けた人の割合が、身体的暴力では、高校生の女子3.3%、男子7.6%、大学生の女性15.4%、男性13.4%、精神的暴力では、高校生の女子8.2%、男子8.2%、大学生の女性23.1%、男性16.5%、性的暴力では、高校生の女子7.5%、男子3.0%、大学生の女性12.8%、男性13.4%となっており、若年者を含めて、配偶者や恋人からの暴力被害は深刻な状況にあるといえます。男女交際における暴力への認識についても、「友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」といった、デートDVに該当する行為であっても、「へんだと思わない」人の割合が無視できない状況となっています。子どもの頃から、どのような場合においても暴力は許されないという認識を深めるため、施策を進める必要があります。

加害者への対応については、今のところ、国の見解では、「いわゆる『加害者更正プログラム』は、その実施があたかも加害者の更正のための即効的な手段であるかのごとく取り扱われることもあります。内容や実施の方法によっては、被害者の安全を損なうものとなる可能性もあります。加害者更正プログラムとして、どのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、先駆的にこの問題に取り組んでいる諸外国においても、評価は定まっていません」として

います^{※9}。今後は、加害者更正の施策に関する国の調査研究などの推進状況を踏まえながら、被害者の安全確保を最優先させた上で、加害者への対応についても検討していく必要があります。

基本目標3 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるよう支援する

【取り組みの成果】

主な取り組みとして、健康の保持増進のための健康講座、健康相談、健康診査などを行いました。また、安全な妊娠や出産への支援として、妊産婦健康診査費用については、平成25（2013）年度から、妊婦1人あたりの助成総額を増額しました。平成26（2014）年12月からは、出産後の心身ともに不安定になりがちな時期に、母親と赤ちゃんの健康を守り健やかな育ちを支援するため、心身のケアや育児相談などを行う、産後ママ安心ケアサービス（産後ケア事業）を開始しました。また、講演会などの事業を保育つきで実施するなど、健康の保持増進に向けた啓発や情報提供を行っています。

自殺防止事業としては、ゲートキーパー^{※10}の養成に取り組みました。家事や介護に不慣れな男性介護者に対して、男性向けの料理教室なども実施しました。

ひとり親家庭への支援としては、安心して子育てをしながら働けるように、母子・父子自立支援員による各種相談を通じて、制度の周知に努め、保育所（園）等への優先入所、延長保育、休日保育などの多様な保育サービス、医療費助成などを実施しました。また、シングルマザー同士の情報交換や交流の場として、男女共生フロア・ウィルにおいて、月1回程度「シングルマザーのお気軽サロン」を開催しました。

平成27（2015）年度からは、婚姻歴のないひとり親について、保育所保育料等の子どもに係る市民負担算定の際に、寡婦（夫）控除のみなし適用を行っています。

【指標の推移】

	指 標	出 典	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
8	① 乳がん検診受診率	保健 センター	14.1%	16.9%	15.9%	17.2%	50.0%
	② 子宮頸がん検診受診率	保健 センター	22.1%	27.4%	25.0%	23.1%	50.0%

※9 『配偶者からの暴力 相談の手引き』 平成26年3月改訂版 内閣府男女共同参画局
※10 「門番」という意味。自殺対策におけるゲートキーパーとは、「地域や職場、教育の場、その他さまざまな場面において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関へつなぐ役割が期待される人」のこと。

	指 標	出 典	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
9	妊娠11週以下での妊娠の届出率	保健 センター	93.3%	93.6%	95.1%	95.2%	100%
10	特定健康診査 ^{※11} 受診率	国民健康 保険室	28.5%	30.1%	30.7%	32.5%	65.0%

【今後の課題】

生涯を通じた健康の保持増進のためには、年齢や性別に応じ、生涯の各時期における支援を進める必要があります。女性特有疾患のがん検診受診率（指標8①②）や、特定健康診査受診率（指標10）は、平成23（2011）年度から増加しているものの、目標値に対する受診率は低いため、引き続き、受診率向上に取り組む必要があります。

また、女性は男性とは異なる体の変化や問題に直面することがあります。特に、妊娠した場合の速やかな妊娠の届出（指標9）に向けて、引き続き周知を行うとともに、妊婦の心身のケアに取り組み、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援の推進が必要です。

ひとり親家庭等を取り巻く状況については、ひとり親世帯の年収を見ると、平成22（2010）年において、母子世帯の平均年間収入は291万円、母自身の平均年間収入は223万円、母自身の平均年間就労収入は181万円で、父子世帯の平均年間収入は455万円、父自身の平均年間収入は380万円、父自身の平均年間就労収入は360万円となっています。父子世帯の収入は母子世帯より高い水準にあるとはいえ、父子世帯の父の年間就労収入において300万円未満の世帯が43.5%を占めています^{※12}。これらは、児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額658万円^{※13}と比べて、低い水準となっています。また、子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率^{※14}は、平成24（2012）年において、大人が2人以上の世帯では12.4%であるのに対し、大人が1人の世帯では54.6%にのぼっています^{※15}。子どもや女性の貧困にも関わる、ひとり親家庭等への支援の充実が必要です。

※11 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病や高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とするもの。
※12 全国母子世帯等調査 厚生労働省 平成23（2011）年
※13 国民生活基礎調査 厚生労働省 平成23（2011）年
※14 国民の年間所得を順に並べ、その中央値の50%に満たない所得水準の人々の人口比率。国民生活基礎調査（厚生労働省）における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金、社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。相対的貧困率の算出は、国立社会保障・人口問題研究所作業班がOECDに提出している貧困率の作成基準による。
※15 国民生活基礎調査 厚生労働省 平成25（2013）年

基本目標4 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できるよう支援する

【取り組みの成果】

主な取り組みとして、男性も女性も子育てをしながら、仕事との両立を図ることができるよう、低年齢児保育、延長保育、留守家庭児童会室などの事業を実施するとともに、待機児童対策を進めました。男性の育児分担を、マタニティスクールなどを通じて支援するとともに、男性介護者の増加を踏まえ、家族介護教室や家族介護者交流事業をとおり、介護者への支援を行いました。

また、性別にかかわらず幅広い職種に就業できるよう、創業支援事業や能力開発講座などを実施するとともに、母子家庭の母等が自らの能力を生かして自立可能な収入を確保できるよう、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業などの就業支援に取り組みました。仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）に関する啓発については、事業者へのパンフレット配布のほか、パネル展を実施し、市民への周知を図りました。

平成27（2015）年度から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目指した、子ども・子育て支援新制度が始まり、安心して子育てができるまちづくりに向けた施策を進めています。平成27（2015）年12月からは、子育てに対する経済的支援のひとつとして、子どもの医療費助成の対象を、入院、通院とも中学3年生まで拡大しました。

【指標の推移】

	指 標	出 典	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	目 標 H27年度 (2015)
11	保育所等の入所待機児童数 (4月1日現在)	子育て 支援室	48人	32人	8人	0人	36人	0人

	指 標	出 典	H22年度 (2010)	H27年度 (2015)	目 標 H27年度 (2015)
12	女性の労働力率 ^{*16}	国勢調査	49.6%	調査実施	増加

	指 標	出 典	H22年度 (2010)	H24年度 (2012)	H26年度 (2014)	目 標 H27年度 (2015)
13	生活に満足している人の割合	市民 アンケート	女性55.0% 男性58.5%	女性61.3% 男性59.0%	女性60.0% 男性60.6%	増加

^{*16} 15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合

【今後の課題】

保育所等の入所待機児童数（指標11）は、平成26（2014）年4月1日時点で、6年ぶりにゼロとなりました。平成26（2014）年度も、586人の定員増を行いました。子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、保育所等入所要件の緩和などに伴う保育需要の高まりにより、平成27（2015）年4月1日時点で、保育所等入所待機児童数が36人となっており、引き続き、施策の推進が求められています。

また、国の調査によると、平成26（2014）年の女性の就業希望者は303万人であり、求職していない理由としては、「出産・育児のため」が34.6%と一番多くなっています^{*17}（関連：指標12）。就業は生活の経済的基盤として経済社会の活力源であるとともに、自己実現につながるものであり、働きたい人が性別にかかわらず能力を発揮できることが必要です。

一方、平成26（2014）年度の市民アンケート調査では、生活の中で優先したいことについて、男女とも、「仕事」と「家庭や地域活動」と「個人の生活」のすべてを大切にしたいと回答した人が最も多いにもかかわらず、現実には、「仕事」を優先している人が、女性18.2%、男性48.5%と、最も多い結果となっています。男女共同参画社会の実現に向けては、だれもが人生の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発などの活動について、自ら希望するバランスで実現できることが重要です。

また、男性も女性も、育児や介護をしながら働き続け、その能力を十分に発揮できるような環境整備を進めるためには、長時間労働の是正に加え、フレックスタイムやテレワークなど柔軟な働き方を選択できる仕組みを導入し、ワーク・ライフ・バランスを推進することが重要です。平成26（2014）年の日本の就業1時間当たりの労働生産性は、OECD（経済協力開発機構）加盟34か国中21位と、主要先進7か国中で最も低い状況となっており^{*18}、その背景には、長時間労働の実態が関係していると考えられます。長時間労働によって生産性を確保するのではなく、短時間で効率的に成果を生み出すために、働き方の見直しが必要となっています。

だれもが主体的に生き方を選択できる豊かな社会の実現に向けて、男性も女性も、育児や介護と仕事の二者択一を迫られることなく両立できるよう、施策を進める必要があります。

基本目標5 男女共同参画の仕組みづくりを推進する

【取り組みの成果】

主な取り組みとして、枚方市附属機関等の設置等に関する規程において、女性の委員等の各附属機関等における割合を35.0%以上と定め、審議会等の女性委員比率の向上を推進するなど、政策及び方針決定過程への男女共同参画を進めてきました。平成26（2014）年度において、

^{*17}『平成27年版男女共同参画白書』 内閣府 平成27（2015）年6月（総務省 労働力調査）
^{*18} 日本の生産性の動向2015年版 公益財団法人日本生産性本部 平成27（2015）年12月（OECDデータベースをもとに日本生産性本部作成）

審議会等の女性委員比率が35.0%以上の市の審議会等の割合は50.0%、全委員数に占める女性委員の比率は34.2%、女性委員がゼロの審議会等の割合は5.5%となっています。

管理職に占める女性職員比率は、平成27(2015)年4月1日時点で、21.7%となっており、平成23(2011)年度から、2ポイント増加しています。

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進にあたっては、枚方市男女共同参画計画の具体的な施策を定めたアクションプログラムに基づいて、取り組みを進め、毎年度、進捗状況を公表してきました。また、男女共同参画の視点に立った施策の展開を図るため、性別によって違いのある施策については、全部署において、適正であるかの点検を行いました。

【指標の推移】

	指 標	出 典	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	目 標 H27年度 (2015)
14	女性委員の割合が35.0%以上の市の審議会等の割合	全課 (人権政策室)	51.5%	53.8%	49.0%	50.0%	—	100%
15	市の管理職に占める女性の割合(4月1日現在)	人事課	19.7%	20.3%	19.8%	20.6%	21.7%	24.0%

【今後の課題】

女性委員の割合が35.0%以上の市の審議会等の割合(指標14)は、平成26(2014)年度において平成23(2011)年度から1.5ポイント減少しており、女性の参画を一層進める必要があると同時に、男性委員の割合が35.0%以下とならないよう、どちらの性別にも偏らない委員構成を推進することが必要です。女性委員がゼロの審議会等の割合は、平成26(2014)年度に、5.5%となっており、すべての審議会等への女性の参画にも、取り組む必要があります。

市の管理職に占める女性職員比率(指標15)の向上については、平成27(2015)年度に24.0%という目標の達成に向けて、女性職員の登用拡大に努めましたが、より一層の施策の推進が求められています。引き続き、管理職登用試験への受験を働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策を進めるなど、男女ともに働きやすい職場環境の整備に努め、性別にかかわらず、職域の拡大や能力開発などの推進を図る必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けた施策の、総合的かつ計画的な実施にあたっては、引き続き、枚方市男女共同参画計画及び具体的な施策を定めたアクションプログラムに基づき、取り組みを進めていきます。

男女共同参画に関する市民アンケート調査(一般)の実査概要

	平成22(2010)年度	平成24(2012)年度	平成26(2014)年度
調査期間	7月14日～7月31日	7月2日～7月25日	11月15日～11月30日
調査方法	郵送による配布、回収		
調査対象	枚方市内在住の満20歳以上の男女2,000人		
対象者区分 (年齢)	20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・ 60歳代・70歳以上(6区分)		20歳代・30歳代・ 40歳代・50歳代・ 60歳以上(5区分)
回答者数	796人	909人	833人
回 収 率	39.8%	45.5%	41.7%

※平成24(2012)年度は、中間年の簡易な調査を実施しました。

男女共同参画に関する市民アンケート調査(学生)の実査概要

	小学生	中学生	高校生	大学生
調査期間	平成26(2014)年11月13日～12月11日			
調査方法	学校を通じた調査票の配布、回収			
調査対象	市立小学校に通う 小学5年生	市立中学校に通う 中学2年生	市内の高校に通う 学生	市内の大学に通う 学生
回答者数	492人	415人	604人	220人

第3章

計画の内容

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方向(1) 男女共同参画への理解の促進

すべての市民が互いに人権を尊重し合い、責任を分かち合い、性別^{*19}にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、だれもが生きやすい社会をつくることにほかなりません。その実現に向けて、「女だから、男だから」と性別によって役割を固定して、行動や選択を制限する意識や性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。

また、根強く残る固定的な性別役割分担意識は、女性の社会参画を阻害するだけでなく、男性の生き方の選択肢を狭める一因にもなります。その解消に向けては、社会全体の問題としてとらえるとともに、個々の理解を深め、意識を改革することが重要な課題となっています。

男女共同参画への理解を促すための教育、学習、広報、啓発は、他の全ての施策の根幹となる基盤的な施策です。性別にとらわれない生き方や、あらゆる分野への男女共同参画の必要性について認識を深めるため、様々な機会や場所での教育、学習、広報、啓発を通じて、一人ひとりの気づきと学びを継続的に支援する施策を進めます。また、効果的に理解を促進するために、子どもから高齢者に至る幅広い層の特性を踏まえ、親しみやすく、わかりやすい啓発に努めます。

施策の推進にあたっては、人権尊重の観点から、性的マイノリティ^{*20}であることを理由として、困難な状況に置かれている人がいる状況に留意し、性の多様性への理解促進に努めます。

取り組み概要

- 男女共同参画の意義を周知し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。
- 男女共同参画の裾野を広げるため、男性の意識改革に向けた男女共同参画の意義についての広報や啓発を行います。
- 国際社会の男女共同参画に関する動きや多様な文化について、理解促進に向けた施策を推進します。
- 性の多様性への理解促進に向けた施策を推進します。
- NPO、市民団体、PTA、事業者との連携を図り、多方面から施策を推進します。
- 推進のための拠点施設である男女共生フロア・ウィルの機能の充実に努めます。

^{*19} 本計画で使用する「性別」は、多様な性を包含した意味で使用する。

^{*20} 性のあり方の少数者(マイノリティ)。同性愛、両性愛、性別違和などの人を含む総称。lesbian(レズビアン):女性の同性愛者、gay(ゲイ):男性の同性愛者、bisexual(バイセクシュアル):両性愛者、transgender(トランスジェンダー):体の性と心の性の不一致の人、これらの頭文字を取ってLGBTとも称される。

基本方向(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現が、一人ひとりにとって、より身近な問題として認識されるとともに、男女共同参画の裾野を広げるためには、次の時代を担う子どもたちへの働きかけが最も重要であり、効果的な取り組みであるといえます。

また、子どもたちが、人権尊重の観点から、男女共同参画への理解を深めることは、個性と能力を発揮しながら、健やかに成長するために欠かせないことであるとともに、人権を尊重する市民社会の形成にもつながることです。互いの違いを認め合い、将来にわたって豊かな人間関係を築き、自らの人生において、多様な選択を可能にする能力や、主体的に進路を選択する力を身につけることは、人生の可能性を広げることにほかなりません。

次代に向けた地道な取り組みとして、男女がともに対等な存在であるという意識の形成に向けた教育や啓発を、柔軟な感性を持つ子どもの頃から、発達段階に応じて進めます。また、人権尊重及び男女共同参画への理解を促進することによって、子どもが、自分も他者も尊重する姿勢を持ちながら、将来を見通した自己形成ができるように施策を進めます。

施策の推進に向けて、家庭、保育及び教育現場などで、子どもと日常的に接する大人の意識醸成にも努めます。

取り組み概要

- 保育所(園)等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、人権尊重を基盤とする男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進します。
- 家庭、保育所(園)等、学校園、地域の連携のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個性を伸ばす施策を推進します。
- 学校において、管理職に占める女性の割合を上昇させるなど、学校運営における方針決定の場への女性参画を促進します。
- 保育及び教育現場において、教材や玩具などを男女共同参画の視点から点検し、改善に努めます。
- 男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組みます。
- 男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

基本方向（3）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー^{※21}の向上

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどのメディアから発信される情報には、固定的な性別役割分担意識を助長するものや、暴力の賞賛、女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象としてとらえた表現、性的マイノリティの人権への配慮を欠いた表現が少なくありません。また、日常の場で何気なく使用している言葉やイラストなどが、型にはまった思い込みや、差別につながる偏見を深める表現となっている場合もあります。これらは人権侵害を助長するとともに、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものです。

様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、情報を無意識に受け取るのではなく、主体的に情報を収集し、受け取った情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する力を身につけることができるよう、メディア・リテラシーの向上に向けた施策を進めます。

取り組み概要

- メディア・リテラシーの向上に向けて、講座などを開催するとともに、学校教育においても施策を推進します。
- 広報や出版物などの市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った、ふさわしい表現を推進します。

^{※21} メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集し活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

本計画の基本目標2を、DV防止法第2条の3第3項に基づく、当該市町村における配偶者^{※22}からの暴力^{※23}の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）として位置付けます。

基本方向（1）男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり

DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、性別による差別に基づく暴力は、年齢、国籍の違い、障害の有無などを問わず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

DVの被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等実現の妨げとなっています。児童ポルノや児童買春などを含め、子どもに対する性的な暴力は、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあり、子どもの人権に対する重大な侵害です。

また、インターネットの普及をはじめとするメディアの多様化により、女性や子どもを、性的あるいは暴力行為の対象としてとらえた表現が氾濫しています。近年は、性的な画像などを本人の同意なく、インターネット上に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける、いわゆる「リベンジポルノ」^{※24}などの新たな形態の被害が発生しています。

男女共同参画社会の実現を阻むあらゆる暴力の根絶に向けて、一人ひとりの理解を深めるとともに、人権意識を高めることを目指し、様々な機会をとらえて防止啓発を進めます。また、DV防止法をはじめとする関係法令について、近年の改正内容を含めて周知徹底に努め、暴力を容認しない社会づくりを進めます。

^{※22} DV防止法に規定する「配偶者」には、事実婚を含む。また、配偶者からの暴力を受けたあとに離婚（事実婚であった者が、事実上離婚したと同様の状態を含む。）をし、引き続き暴力等を受けた者、生活の本拠を共にする交際相手や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けたあとに関係を解消し、引き続き暴力を受けた元交際相手も含まれる。

^{※23} DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」は、「殴る」「蹴る」などの身体的暴力だけではなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「何を言っても無視する」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれる。ただし、保護命令の申立ては、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみが対象となる。

^{※24} 離婚した元配偶者や別れた元交際相手から拒否されたことへの報復として、相手が公開するつもりのない私的な写真や映像などの性的画像を、無断でインターネットなどによって不特定多数に配布、公開する嫌がらせ行為及びその画像。

取り組み概要

●DVなどの防止啓発

- DVなどの性別による差別に基づく暴力を身近な問題として考え、暴力を許さない社会づくりに向けた意識醸成を図るため、市民への啓発に努めます。
- DV防止法などの関係法令について、周知に努めます。
- 被害者の発見において役割が期待される、医療及び保健関係者への周知に努めます。
- 被害者の子どもが適切な配慮を受けられるよう、保育及び教育関係者への周知に努めます。

●子どもに対する性的な暴力の防止啓発

- 児童ポルノや児童買春などを含め、子どもに対する性的な暴力の防止啓発に取り組みます。
- 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）の周知に努めます。
- 子どもたちの自尊感情を育むとともに、被害にあった場合には、一人で抱え込まず相談できるよう、教育や啓発に取り組みます。

●職場や学校におけるハラスメントの防止啓発

- 職場におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、事業者などに対する啓発に取り組みます。
- 学校におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、教職員に対する啓発に取り組みます。
- セクシュアルハラスメント対策などについて、事業者の対応策の確立に向けた支援を行います。

基本方向（２）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進

男女共同参画を阻害する暴力を根絶するためには、暴力を許さない社会風土を醸成するための基盤づくりが必要となります。そのためには、次の時代を担う子どもたちへの働きかけが、最も重要です。暴力の加害者と被害者を生まないために、男女がとらえられ、男女がともに対等な存在であるという意識の形成や、暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発を進める必要があります。

児童虐待との関連では、DVが子どもに与える心理的影響として、「家庭内で、最終的な決着が強者から弱者への暴力でもたらされることをつねに目撃している子どもが、問題解決は暴力でなされると認識するのは不思議ではない」^{*25}との指摘もあり、暴力の予防にむけて、子どもの発達段階に応じた適切な働きかけが必要です。

自分も他者も大切に、暴力によらず問題を解決する方法を身につける姿勢を育むため、人権

^{*25}『子ども虐待対応の手引き』平成25年8月改訂版 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

尊重の観点から男女平等の理念に基づき、暴力の予防に向けた教育、学習、啓発を推進します。

施策の推進に向けて、家庭、保育及び教育現場などで、子どもと日常的に接する大人の意識醸成にも努めます。

取り組み概要

- 保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法を学ぶ保育、教育、学習を推進します。
- 家庭、保育所（園）等、学校園、地域の連携のもと、暴力を許さない地域社会の形成に努めます。
- 中学校、高校、大学などとの連携を図り、若い世代に向けたデートDVの防止啓発に取り組みます。
- 暴力を容認しない社会の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組みます。
- 暴力を容認しない社会の形成に向けた家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

基本方向（３）被害者支援体制の充実

人権を侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するDVなどの暴力被害について、性別、年齢、障害の有無などを問わず、また日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等も含めて、安心して相談できる体制づくりを進めます。子ども、高齢者、障害者、外国人などはそれぞれ異なる背景や事情を有していることから、これらの被害者の支援にあたっては、暴力の形態や被害者の属性に応じて十分な配慮を行い、関係機関において、役割分担と連携をしながら、きめ細かく対応するよう努めます。

DV被害者支援については、DV防止法に基づく専門相談窓口である、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を中心に、被害者の人権の尊重と安全の確保を最優先して取り組むとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化の防止に努めます。

DVには、経済的な問題、同伴児童の問題、被害者の心身の状態など、複合的な事情が含まれることが多いため、単一機関のみで援助を完結することは困難です。DVは、被害者のみならず、その子どもにも重大な影響を与えることに配慮する必要があります。児童虐待防止法では、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもの前で配偶者に対する暴力が行われることなど、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば、児童虐待に含まれることが明示されています。

また、被害者が高齢者の場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）に基づき、高齢者虐待にも該当する場合があります。同様に、被害者が障害者の場合は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき、障害者虐待にも該当する場合があるなど、被害者が安心して相談で

きる体制づくりには、関係機関の連携が必須の条件となります。

DV被害者支援体制の充実に向けて、関係機関が互いの立場と機能を十分に理解した上で、問題に対する共通認識を持ち、自らの役割を果たしながら緊密に連携を図るため、関係機関のネットワークの構築を推進します。また、被害者の置かれた状況に応じて、相談から緊急対応、法的手続きの支援、自立支援まで、途切れのない被害者支援体制の充実を図ります。

被害を潜在化させず、適切な支援につなげていくためにも、様々な機会をとらえて、相談窓口の周知を進めます。

取り組み概要

●安心して相談できる体制の充実

- 被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関の相互連携のためのネットワークの強化を図ります。
- 性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、安心して相談できる体制を整備します。
- 日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して利用できる相談体制を整備します。
- 被害にあった子どもが、安心して相談できる体制を整備します。
- 二次加害^{※26}を防止し適切な支援を行うため、関係機関の職員に対して、被害者支援研修を実施します。

●緊急かつ安全な保護の実施

- 警察署をはじめとする関係機関との連携強化を図り、緊急時の被害者の安全確保に努めます。

●自立への支援の充実

- 被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、自立支援及び心理的支援に取り組みます。また、生活再建後も、暴力被害による心身への影響に配慮した支援に努めます。
- 子どもがいる被害者の支援にあたっては、子どもの人権にも配慮した支援に取り組みます。
- 被害者及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から、適正かつ厳重な取扱いを徹底します。

●被害者支援のための連携強化

- 関係機関やNPOなどと、適切な役割分担のもと、相互の連携を強化します。
- 児童虐待防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止に関する施策の担当部署と、役割分担と連携を行い、相互の社会資源を活用しながら被害者支援の推進を図ります。

※26 DVなどの暴力により、心身ともに傷ついた被害者を、相談や保護等の過程において、暴力被害の特性や被害者の置かれた立場を理解しない関係機関職員などが不適切な発言でさらに傷つけること。

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

本計画の基本目標3を、女性活躍推進法第6条第2項に基づく、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）として位置付けます。

基本方向（1）子育てと介護への支援

年々、共働き世帯は増加し、平成9（1997）年以降は、共働き世帯が、男性雇用者と無業の妻から成るいわゆる「片働き世帯」を上回っています^{※27}。また、高齢化が進む中で、多くの核家族においては、介護の負担が重くなっており、とりわけ、地域との接点が少なく、家事や介護に慣れない男性介護者における不安が高くなっています。

今日では、仕事と、子育てや介護との両立は、男女に共通した課題となっており、男女共同参画社会の実現に向けては、だれもが人生の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発などの活動について、自らが希望するバランスで実現できることが重要です。

男女がともに働き続け、安心して家事、育児、介護などの家庭的責任を担い、地域社会にも参加しながら主体的に生活することができるよう、子育てや介護への支援に取り組みます。

取り組み概要

- 低年齢児保育、延長保育、一時預かりなどの保育サービスの推進を図ります。
- 留守家庭児童会室事業の充実を図ります。
- 新生児訪問や乳児のいる全家庭を訪問する事業などを通して、出産直後の育児不安の解消やニーズに合った子育て支援に努めます。
- 地域における子育て支援体制の充実を図ります。
- 妊娠期から、出産や育児に関する情報提供を行い、当事者同士の交流を図るなど支援を行います。
- 子育て家庭への経済的な負担軽減を図るため、子育てに対する経済的支援を行います。
- 介護負担を軽減するための支援を推進します。

基本方向（2）就業、起業、再就業への支援

仕事と生活のあり方を主体的に選ぶためには、性別にかかわらず、働きたい人が、その能力を十分に発揮できる社会づくりが極めて重要です。しかし、男性を含めて非正規労働者の割合が上昇する中、結婚や出産などにより離職を余儀なくされる女性の就業は厳しさを増しています。豊かで活力ある社会の実現に向けて、女性が自らの意思によって職業生活を営むとき、又は営もうとする

※27『平成27年版男女共同参画白書』 内閣府 平成27(2015)年6月（総務庁 労働力調査特別調査／総務省 労働力調査）

ときに、その個性と活力が十分に発揮されるよう、いわゆる「M字カーブ」※28問題の解消などに向けた施策を進めます。

就業支援とともに、いったん仕事を辞めた女性であっても、あらためて再チャレンジし、能力を最大限に発揮することが可能となるよう、再就業に向けた相談体制を整備するとともに、学び直しのための講座情報の提供など、関係機関と連携して、再就業を支援するための情報提供などに努めます。

また、柔軟な働き方の実現と雇用創出につながる起業に向けた情報提供や相談などの支援に取り組めます。

取り組み概要

- 職業能力開発の支援、相談、情報提供体制の整備を推進します。
- 女性活躍推進法の周知に努めます。

基本方向（3）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

雇用の場において、安定した生活基盤を築いていくことができるように、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、性別にかかわらず、能力を発揮することができる雇用環境づくりに向けた啓発を進めるとともに、パートタイム労働など、非正規労働者の処遇改善や労働条件の整備などが促進されるよう、多様な働き方が選択できる社会の実現に向けた啓発に取り組めます。

また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、女性の活躍を阻害するあらゆるハラスメントの根絶が重要です。とりわけ、妊娠、出産、育児休業取得などを理由とする解雇や退職の強要などの不利益な取扱い、非正規雇用の場合を含め、男女雇用機会均等法や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）に違反するものとして、決してあってはならないものです。女性の尊厳を著しく傷つけるのみならず、解雇や退職強要など女性に就業を断念させるような、いわゆる「マタニティハラスメント」※29の防止に向けた啓発を進めます。

取り組み概要

- 男女雇用機会均等法の周知に努めます。
- パートタイム労働など、非正規労働者の処遇や労働条件などに関する法令の周知に努めます。
- 妊娠、出産後も女性が仕事を続けられる職場づくりに向けて、マタニティハラスメントの防止と啓発に努めます。

※28 日本人女性の年齢階級別の労働力率（15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）をグラフで表すと、20歳代でピークに達し、その後、30歳代の出産、育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」のかたちに似た曲線を描く傾向が見られることをいう。

※29 妊娠、出産、育休などを理由とする、解雇、雇止め、降格などの不利益な取扱いのことをいう。

基本方向（4）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択できる社会の実現に向けて、すべての人における、ワーク・ライフ・バランスは欠かせません。

一方、長時間労働は、男女ともに家事、育児、介護などへの参画を困難にするものであり、女性の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性の生活の豊かさを奪うものでもあります。働きたい人が、育児や介護などと仕事の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができる職場づくりのためには、長時間労働の抑制や、生産性を向上させる効率的な働き方への転換を図ることが必要です。

健康を維持し、趣味、学習、ボランティア活動、地域社会への参画などを通じた自己実現を可能にするとともに、男女が協力し合いながら育児や介護を行い、だれもが主体的な生き方を選択できる豊かな社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現への理解を促進するため、啓発を進めます。

取り組み概要

- 事業者、労働者などに対し、育児・介護休業制度の周知と利用促進に向けた啓発を行い、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。
- 性別にかかわらず、労働者が仕事と家庭や地域活動を両立させ、豊かな生活を送ることができるよう、働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、子育てや介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対し、働きやすい職場環境づくりのための啓発を推進します。

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本方向(1)生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。だれもが、心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、男女の性差に応じ、一人ひとりの健康を生涯にわたり包括的に支援するとともに、自らの健康について正しい知識や情報を入手し、主体的に行動できるよう、施策を進めます。

女性は生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり、そのことに、男女とも留意する必要があります。特に、妊娠、出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。

また、女性の人権尊重の観点から、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)^{*30}への理解の促進に努めます。リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、すべての女性が、妊娠、出産について、自ら意思決定を行う権利を有するだけでなく、妊娠、出産、育児によって不利益を被ることなく、反対に、妊娠、出産を経験しないことによって社会的に偏見を持たれたり、不利益を被ったりすることもない権利を意味します。

男性については、女性より肥満者の割合が高いことに加え、喫煙や飲酒をする人の割合が高くなっているため、健康被害の防止に留意する必要があります。また、不安や悩みを相談する相手がいない人が多く^{*31}、精神面で孤立しがちです。平成26(2014)年の大阪府内における自殺者1386人のうち、男性が62.8%を占め、女性の約1.7倍となっています^{*32}。男性に対する心のケアを含めて、生涯を通じた健康保持に関する施策を進めます。

取り組み概要

- 生涯を通じた健康の保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査などを推進します。
- 妊娠、出産、性感染症の予防などに関する、正しい知識や情報提供を行います。
- 出産後の心身ともに不安定な時期に、母親と赤ちゃんの健康を守るための支援に取り組みます。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツへの理解の促進に努めるとともに、性と生殖について女性が自己決定する力を養うことができるよう、啓発に取り組みます。
- 自殺予防の観点から、相談やメンタルヘルスに関する啓発に取り組みます。

^{*30} 平成6(1994)年に開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠や出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

^{*31} 『平成26年版厚生労働白書』 厚生労働省 平成26(2014)年8月 (厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託 健康意識に関する調査)

^{*32} 警察庁及び大阪府警本部統計

基本方向(2)ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等では、仕事、家事、育児を一人で担う必要があることから、経済的、身体的、精神的な負担が大きくなりがちです。特に、経済面において、ひとり親家庭等を取り巻く状況は厳しいものとなっており、このことは、子どもの貧困問題に直接関わることです。

経済面、生活面など多岐にわたって困難を抱えがちな、ひとり親家庭等への支援に取り組み、生活の安定と向上、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、個人の自由な選択や多様な家族形態が尊重され安心して暮らせる社会づくりを目指します。そのために、世帯や子どもの実情に応じた支援に向けた施策を進め、生活支援のための相談体制及び情報提供の充実を図ります。

また、結婚や離婚、婚姻歴の有無などに対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により、ひとり親家庭等が、生きづらかったり、地域で孤立したり、人権が侵害されたりすることがないよう、ひとり親家庭等に対する、あらゆる差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組みます。

取り組み概要

- 母子・父子自立支援員による生活や制度についての相談や情報提供を行います。
- ひとり親が子育てをしながら安心して働けるように、子育て支援、生活支援、就業支援の推進とともに、働きやすい職場づくりのための環境整備に取り組みます。
- ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、経済的負担を軽減できるよう支援します。
- ひとり親の交流や情報交換の場づくりに取り組みます。

基本方向(3)高齢者、障害者、外国人住民等への支援

一人ひとりが尊厳を持って生きていくことができるまちづくりのためには、様々な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、安心して暮らせる環境整備を進めることが必要です。高齢者や障害者が、個々の心身の状態や生活状況に応じて、住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で自分らしい生活をいつまでも送ることができるよう、一人ひとりの尊厳保持、人権尊重に留意した支援に取り組むとともに、介護者の負担軽減を図るために、施策を進めます。

また、日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等は、暮らしに関する必要な情報を得にくい状況にあるため、地域社会で孤立しがちです。生活に必要な情報を、わかりやすい形で提供するように努めます。

高齢者、障害者、外国人住民等にかかわらず、だれもが安心して暮らせる地域社会づくりを進めるとともに、それらの中で、女性においては、さらに固定的な性別役割分担などによって、困難な状況におかれやすい傾向にあることに配慮して施策を進めます。

取り組み概要

- 住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに配慮したサービスを提供し、自立を支援します。
- 障害者虐待防止、高齢者虐待防止のための啓発を進めます。
- 市民サービス情報の外国語への翻訳や、医療通訳士の派遣など、外国人住民等への支援を行います。

基本方向（４）男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

少子高齢化、人口減少の進行や人々のライフスタイルが多様化する中、地域を取り巻く環境は急速に変わってきています。こうした変化は今後一層進むことが見込まれており、防災、防犯、福祉、環境保全など、様々な地域活動において、男女共同参画の視点に立ち、取り組むことが重要です。

特に、防災については、阪神・淡路大震災などこれまでの災害において、女性、子ども、子育て中の家族、高齢者、障害者などの視点が十分に反映されず、それぞれのニーズに配慮した避難所運営ができていないことが問題となりました。性別、年齢、障害の有無など、様々な立場によって影響は異なることから、社会的要因による災害時の困難を最小限にする施策が重要です。

東日本大震災以降、防災への関心が一段と高まり、男女共同参画の視点を、防災や減災に取り入れることの重要性が認識されています。国の中央防災会議では、防災基本計画の見直しを行い、避難所の運営に女性の参画を推進し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めること、仮設住宅の運営管理に女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮することなど、具体的な内容が盛り込まれました。

一方、平成26（2014）年4月1日現在、市区町村防災会議の女性委員の割合は7.1%と低く、女性委員のいない市区町村防災会議は同会議総数の31.9%にのぼります^{*33}。枚方市防災会議の女性委員の割合も、平成27（2015）年4月1日時点で、10.0%にとどまっています。地方防災会議の女性委員の割合が低い理由として、委員の職指定（いわゆる「充て職」）があること、指定される職（組織の長）に女性が少ない中では女性が就任しにくいこと、委員候補となる人材や人材の情報の不足があることが挙げられていますが^{*34}、この問題を含め、防災の様々な分野で、女性の参画を進めていくことが必要です。

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被害者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、これまで男性が中心となっていた防災分野について、女性の参画の推進に努めます。

だれもが安心して暮らせるまちづくりのために、多様なニーズや意見に配慮した防災体制の確立をはじめとする、地域力の強化に向けた施策を進めます。

^{*33} 『平成27年版男女共同参画白書』 内閣府 平成27（2015）年6月（内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成26年度））

^{*34} 『女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査報告』 全国知事会男女共同参画特別委員会・災害対策特別委員会 平成20（2008）年12月

取り組み概要

- 防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。
- 災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。
- 避難所運営においては、男女双方の参画を推進するとともに、性別によるニーズの違いに配慮した環境整備に努めます。
- 防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。
- 地域のボランティアやNPOなどによる活動を通じて、地域活動への男女共同参画の推進に取り組みます。

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

基本方向（1）政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進

だれもが住みやすいまちづくりを進めていくためには、男女がともに、固定的な性別役割分担にとらわれることなく参画することが求められます。政策及び方針決定過程への女性の参画の促進については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であることから、市の審議会等委員や管理職への女性の参画拡大を図ります。また、促進に向けては、人材情報を広く収集するとともに、職員研修を充実させるなど、人材の育成に取り組めます。

取り組み概要

- 市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については、全体比率ではなく、審議会ごとに目標を35.0%以上とし、すべての審議会等で、どちらかの性に偏ることのない構成を達成できるように取り組みます。
- 市職員の採用については、これまでと同様、性別によることなく能力実証に基づき行うとともに、男女別構成のバランスを図るため、さらなる職域の拡大、研修などの必要な支援を行うことにより、能力開発に積極的に取り組みます。
- 市や教育機関等の管理職における女性割合の上昇のため、登用拡大に積極的に取り組みます。

基本方向（2）男女共同参画の視点に立った施策展開

男女共同参画社会の実現に向けて、本市の基本的な考え方や方向性を定めた、枚方市男女共同参画推進条例に基づく計画に沿って、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、施策の策定や実施にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのないよう留意するとともに、性別による不公平が生じないようにします。

取り組み概要

- 枚方市男女共同参画計画の具体的な取り組みを定めた、枚方市男女共同参画計画アクションプログラムを策定し、計画の適切な進行管理を行うとともに、進捗状況を公表し、男女共同参画の視点に立った施策を着実に推進します。
- 施策の策定にあたって、男女共同参画の視点から点検します。
- 施策の実施にあたって、男女共同参画の視点に立った企画、運用を行います。

基本方向（3）関係機関や市民団体等との連携強化

男女共同参画を推進する施策の実施にあたっては、国、大阪府、教育に関わる者、事業者、NPO、市民団体、市民と相互に連携を図り、協力し合いながら進めます。

取り組み概要

- 男女共同参画を推進するための施策を効果的に展開するため、関係機関等との連携を図りながら取り組みを進めます。

基本方向（4）意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

男女共同参画推進条例に基づく、男女共同参画に関わる施策への意見等の申出制度や、性別を理由とする人権侵害等の相談においては、制度の周知を図るとともに、関係機関との連携のもと体制の充実に取り組みます。

取り組み概要

- 安心して申出や相談ができる環境の整備に向けて、制度の周知を図るとともに、相談体制の充実に取り組みます

第3次枚方市男女共同参画計画指標

本計画を実効性のあるものとするため、基本目標ごとに取り組みの進捗を測る指標を設定し、目指す方向を示します。具体的な取り組みについては、別途、アクションプログラムにおいて定め、施策を展開します。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
男女の平等感	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般社会全体で男女が平等であると思う人の割合	増加	女性8.7%・男性21.7% (平成26(2014)年度)
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	増加	女性56.0%・男性45.6% (平成26(2014)年度)
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	増加	女性23.9%・男性18.9% (平成26(2014)年度)
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生料理、掃除、洗濯などの家事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	増加	＜小学生＞ 女子59.6%・男子50.8% ＜中学生＞ 女子63.9%・男子54.3% ＜高校生＞ 女子78.9%・男子57.5% ＜大学生＞ 女性86.2%・男性64.8% (平成26(2014)年度)

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生子どもが小さいときの子育てを「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	増加	＜小学生＞ 女子63.2%・男子56.1% ＜中学生＞ 女子72.2%・男子61.5% ＜高校生＞ 女子83.1%・男子66.5% ＜大学生＞ 女性87.2%・男性73.6% (平成26(2014)年度)
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	増加	＜小学生＞ 女子47.1%・男子35.2% ＜中学生＞ 女子54.6%・男子32.7% ＜高校生＞ 女子66.5%・男子37.2% ＜大学生＞ 女性73.4%・男性40.8% (平成26(2014)年度)
「男女共同参画社会」の認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたことがある」人の割合	増加	女性54.3%・男性69.3% (平成26(2014)年度)
「女子差別撤廃条約」の認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「女子差別撤廃条約」という言葉を「見たり聞いたことがある」人の割合	増加	女性42.3%・男性50.7% (平成26(2014)年度)

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
DVに対し誤った認識をしている人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合	減少	女性16.1%・男性22.3% (平成26(2014)年度)

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
DVに対し誤った認識をしている人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	減少	女性10.8%・男性19.2% (平成26(2014)年度)
DVを正しく理解している人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般夫婦間における「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたり、ひきずりまわしたりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	増加	女性92.0%・男性88.7% (平成26(2014)年度)
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般夫婦間における「大声でどなったり、なぐるふりをして相手を脅したりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	増加	女性68.9%・男性53.8% (平成26(2014)年度)
デートDVに対する認識	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生男女交際について「相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする」行為を「へんだと思う」人の割合	増加	＜中学生＞ 女子95.4%・男子94.2% ＜高校生＞ 女子96.4%・男子91.4% (平成26(2014)年度)
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生男女交際について「友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」行為を「へんだと思う」人の割合	増加	＜中学生＞ 女子89.7%・男子83.2% ＜高校生＞ 女子92.9%・男子87.2% (平成26(2014)年度)
「デートDV」の認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生「デートDV」という言葉を「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	増加	＜中学生＞ 女子32.0%・男子19.8% ＜高校生＞ 女子89.0%・男子77.1% ＜大学生＞ 女子75.5%・男性64.8% (平成26(2014)年度)

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
過去1年間に配偶者からの暴力を経験した人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般過去1年間に配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合 ※別居中の配偶者、元配偶者(離別、死別した相手)も含む	減少	●身体的暴力 女性12.0%・男性9.0% ●精神的暴力 女性17.1%・男性12.7% ●性的暴力 女性9.7%・男性3.9% (平成26(2014)年度)
交際相手からの暴力を経験した人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合	減少	●身体的暴力 ＜高校生＞ 女子3.3%・男子7.6% ＜大学生＞ 女性15.4%・男性13.4% ●精神的暴力 ＜高校生＞ 女子8.2%・男子8.2% ＜大学生＞ 女性23.1%・男性16.5% ●性的暴力 ＜高校生＞ 女子7.5%・男子3.0% ＜大学生＞ 女性12.8%・男性13.4% (平成26(2014)年度)
DV相談窓口の周知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般DV被害を受けたときの相談窓口をひとつも知らない人の割合	減少	女性5.7%・男性5.4% (平成26(2014)年度)
枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」の周知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	増加	女性34.2%・男性20.0% (平成26(2014)年度)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)の認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	増加	女性87.7%・男性88.2% (平成26(2014)年度)

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
安心して子育てできる環境が整っているか	◆市民意識調査 枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合	増加	37.9% (平成27(2015)年度)
保育所等利用待機児童数	国の定義による保育所等の利用待機児童数 (4月1日現在)	減少	36人 (平成27(2015)年度)
留守家庭児童会室待機児童数	留守家庭児童会入室の待機児童数 (前年度1月末現在)	減少	0人 (平成27(2015)年度)
介護保険施設等の施設数	特別養護老人ホームなど介護保険施設等の施設数	増加	80施設 (平成26(2014)年度)
育児休業を取得した男性職員数	市役所における育児休業を取得した男性職員数(累計)	増加	12人 (平成26(2014)年度)
ワーク・ライフ・バランスの認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「見た・聞いた・聞いたことがある」人の割合	増加	女性40.4%・男性45.1% (平成26(2014)年度)

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
安心して妊娠、出産できる環境が整っているか	◆市民意識調査 枚方市は安心して妊娠、出産できる環境が整っていると感じている人の割合	増加	37.3% (平成27(2015)年度)
乳がん、子宮頸がん検診受診率	乳がん検診対象者：40歳以上の女性(2年に1回の受診) 子宮頸がん検診対象者：20歳以上の女性	増加	●乳がん 17.2% ●子宮頸がん 23.1% (平成26(2014)年度)
妊娠11週以下での妊娠の届出率	妊娠11週以下での妊娠の届出数／全届出数	増加	95.2% (平成26(2014)年度)
特定健康診査受診率	高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定健康診査の受診者／対象者(国民健康保険に加入する40歳以上75歳未満の者)	増加	32.5% (平成26(2014)年度)
こころの病気に 関する相談窓口の周知度	◆市民意識調査 こころの病気に 関する相談窓口を知っている人の割合	増加	23.7% (平成27(2015)年度)
ひとり親家庭の自立支援に関する給付金受給者のうち就職した人数	ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の受給者のうち就職した人数(累計)	増加	自立支援教育訓練給付金 1人 高等職業訓練促進給付金 12人 (平成26(2014)年度)
枚方市防災会議の女性委員の割合	枚方市防災会議の委員に占める女性の割合	増加	7.5% (平成26(2014)年度)

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
管理職に占める女性の割合	市役所における女性管理職／全管理職（4月1日現在）	増加	21.7% （平成27（2015）年度）
審議会等への女性委員登用率	市役所における女性委員比率が35.0%を達成している審議会等／全審議会等	増加	50.0% （平成26（2014）年度）

男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）の実査概要

項 目	内 容
調査期間	平成26（2014）年11月15日～ 11月30日
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満20歳以上の男女2,000人
対象者区分（年齢）	20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳以上（5区分）
回答者数	833人
回 収 率	41.7%

男女共同参画に関する市民アンケート調査（学生）の実査概要

項 目 \ 対 象	小学生	中学生	高校生	大学生
調査期間	平成26（2014）年11月13日～ 12月11日			
調査方法	学校を通じた調査票の配布、回収			
調査対象	市立小学校に通う小学5年生	市立中学校に通う中学2年生	市内の高校に通う学生	市内の大学に通う学生
標 本 数	492人	415人	604人	220人

市民意識調査の実査概要

項 目	内 容
調査期間	平成27（2015）年11月2日～ 11月16日
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満20歳以上の男女2,500人
対象者区分（年齢）	20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代・80歳以上（7区分）
回答者数	1,361人
回 収 率	54.4%

參考資料

諮問書

政人第146号
 平成26年8月4日

枚方市男女共同参画推進審議会
 会長 神原 文子 様

枚方市長 竹内 脩

第3次枚方市男女共同参画計画の策定について（諮問）

標記の件につきまして、枚方市男女共同参画推進条例（平成22年枚方市条例第9号）第10条4項の規定に基づき、第3次枚方市男女共同参画計画の策定について、諮問します。

答申書

平成28（2016）年1月21日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市男女共同参画推進審議会
 会 長 神原 文子

第3次枚方市男女共同参画計画の策定について（答申）

枚方市男女共同参画推進審議会は、枚方市男女共同参画推進条例に基づいて、平成26（2014）年8月4日付け、政人第146号で「第3次枚方市男女共同参画計画の策定について」の諮問を受けました。
 本審議会では、市が平成26（2014）年11月から12月にかけて実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」の結果等を基礎資料とするともに、市議会のご意見や、平成27（2015）年12月に実施した「第3次枚方市男女共同参画計画（試案）」に関する市民からの意見聴取において寄せられたご意見をもとに、8回にわたり審議を行った結果、別添「第3次枚方市男女共同参画計画（案）」のとおり、答申します。

枚方市男女共同参画推進審議会委員

◎会長 ○副会長 （敬称略、五十音順）

氏 名	所 属	区 分
大藤 浩	枚方市立小学校長会	関係行政機関等
○加藤 昌彦	関西外国語大学 人権教育思想研究所 特任教授	学識経験者
◎神原 文子	神戸学院大学 現代社会学部 教授	学識経験者
酒井 晴美	特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会 就労支援相談員	関係団体等
柴田 鉄也	市民公募	市民公募
高瀬 久美子	弁護士（男女共生フロア 法律相談担当）	学識経験者
津熊 友子	特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター 理事	関係団体等
長澤 研一	大阪府府民文化部男女参画・府民協働課 課長 （平成27（2015）年度）	関係行政機関等
畑 和美	北大阪商工会議所 中小企業相談所地域振興課 課長	関係団体等
濱崎 正三	特定非営利活動法人枚方交野国際奉仕活動協会 会長	関係団体等
藤井 清	大阪府府民文化部男女参画・府民協働課 課長 （平成26（2014）年度）	関係行政機関等

第3次枚方市男女共同参画計画策定の経過

日 程	内 容
平成26（2014）年8月4日	第1回枚方市男女共同参画推進審議会 ・【諮問】第3次枚方市男女共同参画計画の策定について
平成26（2014）年10月25日	第2回枚方市男女共同参画推進審議会 ・男女共同参画に関する市民アンケート調査について
平成26（2014）年 ＜一般＞ 11月15日～11月30日 ＜学生＞ 11月13日～12月11日	■男女共同参画に関する市民アンケート調査の実施 調査対象 一般：市内在住の満20歳以上の男女2,000人 学生：市立小学校に通う小学5年生492人/市立中学校に通う中学2年生415人 市内の高校に通う学生604人/市内の大学に通う学生220人
平成27（2015）年2月5日	第3回枚方市男女共同参画推進審議会 ・男女共同参画に関する市民アンケート調査結果について
平成27（2015）年3月5日	第4回枚方市男女共同参画推進審議会 ・男女共同参画に関する市民アンケート調査結果について ・第3次枚方市男女共同参画計画の考え方について
平成27（2015）年7月22日	第5回枚方市男女共同参画推進審議会 ・第3次枚方市男女共同参画計画（素案）について
平成27（2015）年8月19日	第6回枚方市男女共同参画推進審議会 ・第3次枚方市男女共同参画計画（素案）の修正について
平成27（2015）年10月15日	第7回枚方市男女共同参画推進審議会 ・第3次枚方市男女共同参画計画（試案）について
平成27（2015）年 12月2日～5日	■第3次枚方市男女共同参画計画（試案）に関する市民説明会の開催 市内4か所・計5回
平成27（2015）年 12月1日～21日	■第3次枚方市男女共同参画計画（試案）に関する市民からの意見聴取 意見提出者9名 公表意見数16件
平成28（2016）年1月19日	第8回枚方市男女共同参画推進審議会 ・第3次枚方市男女共同参画計画（試案）への市民からの意見について ・第3次枚方市男女共同参画計画の答申について
平成28（2016）年1月21日	【答申】第3次枚方市男女共同参画計画の策定について

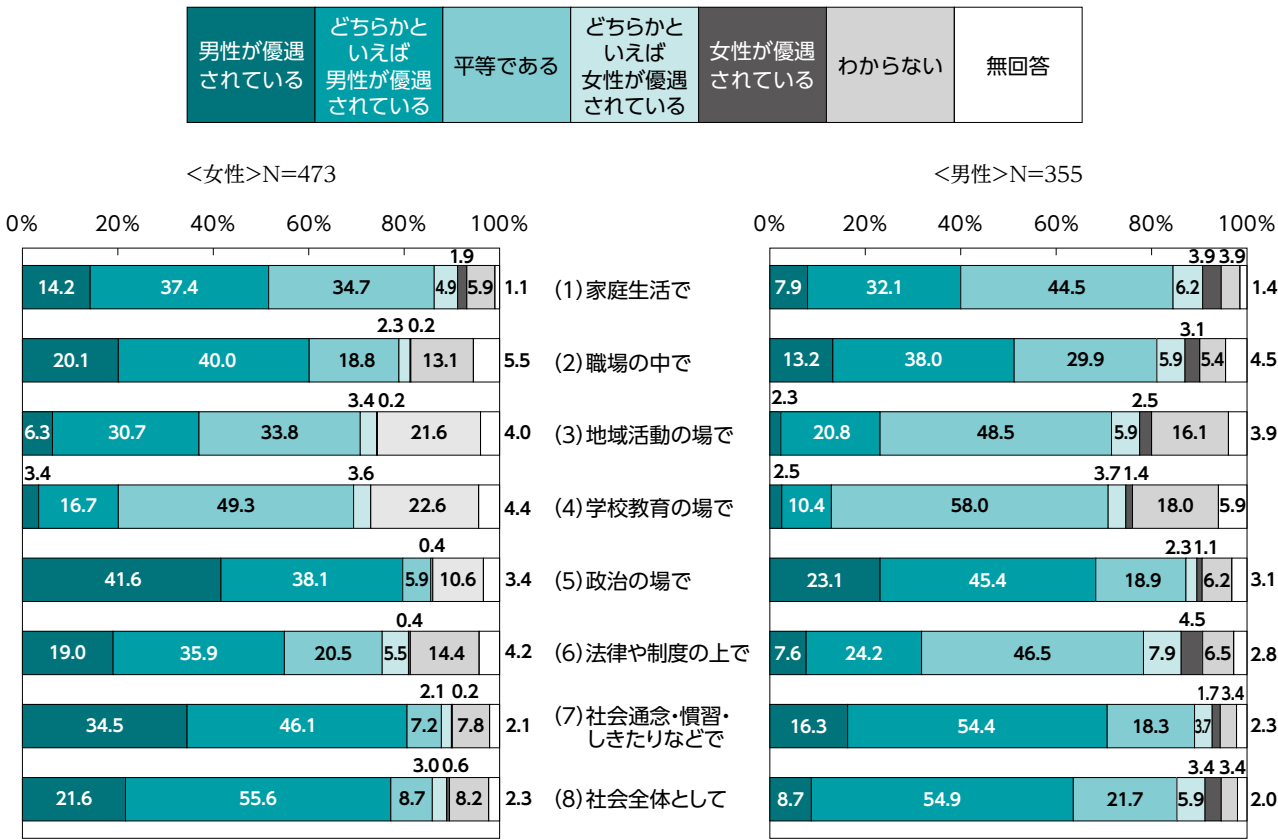
男女共同参画に関する市民アンケート調査結果（概要）

男女共同参画に関する市民アンケート調査の結果より抜粋

	一 般 調 査	学 生 調 査
調査期間	平成26（2014）年11月15日～ 11月30日	平成26（2014）年11月13日～ 12月11日
調査方法	郵送による配布、回収	学校を通じた調査票の配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満20歳以上の男女2,000人 回答者数：833人（回収率41.7%）	市立小学校に通う小学5年生 492人 市立中学校に通う中学2年生 415人 市内の高校に通う学生 604人 市内の大学に通う学生 220人

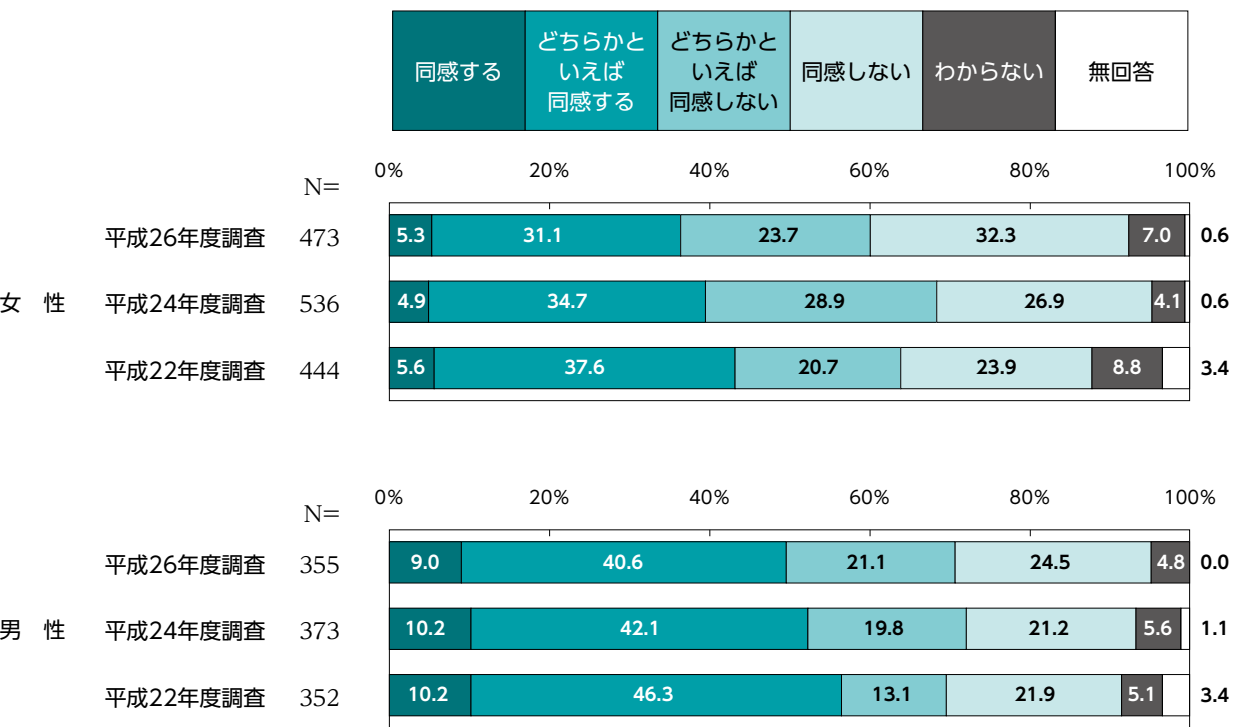
（1）一般調査

●男女の平等観



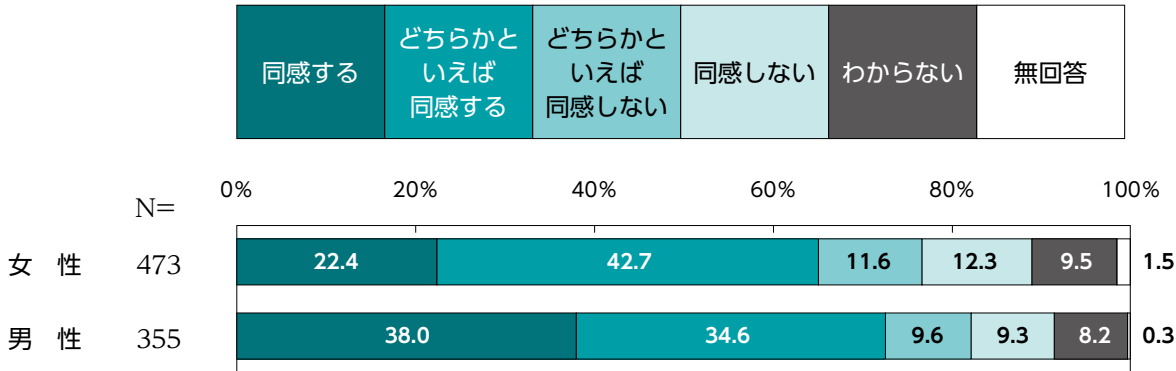
社会の様々な場面における男女平等の現状認識についてみると、全ての項目において、『男性優遇』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）が、『女性優遇』（「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」の合計）より高くなっています。

●性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方



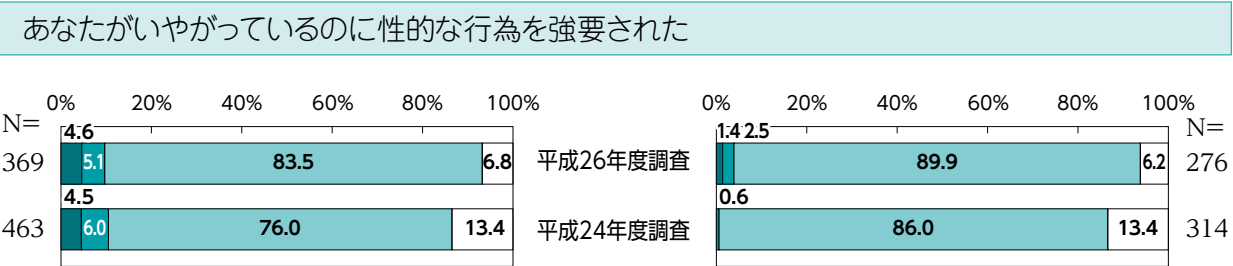
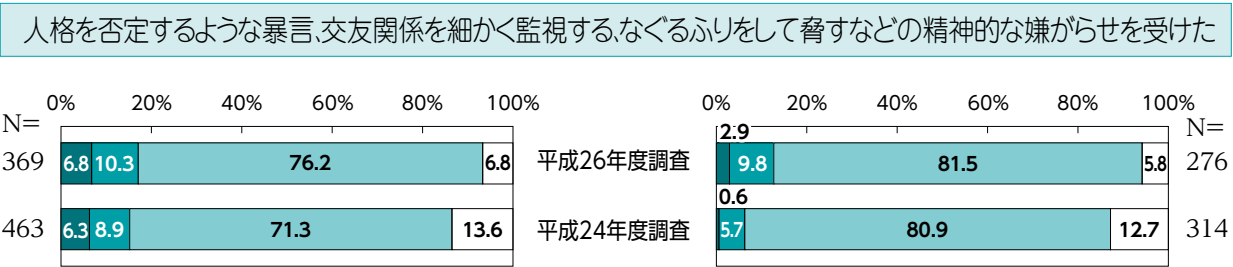
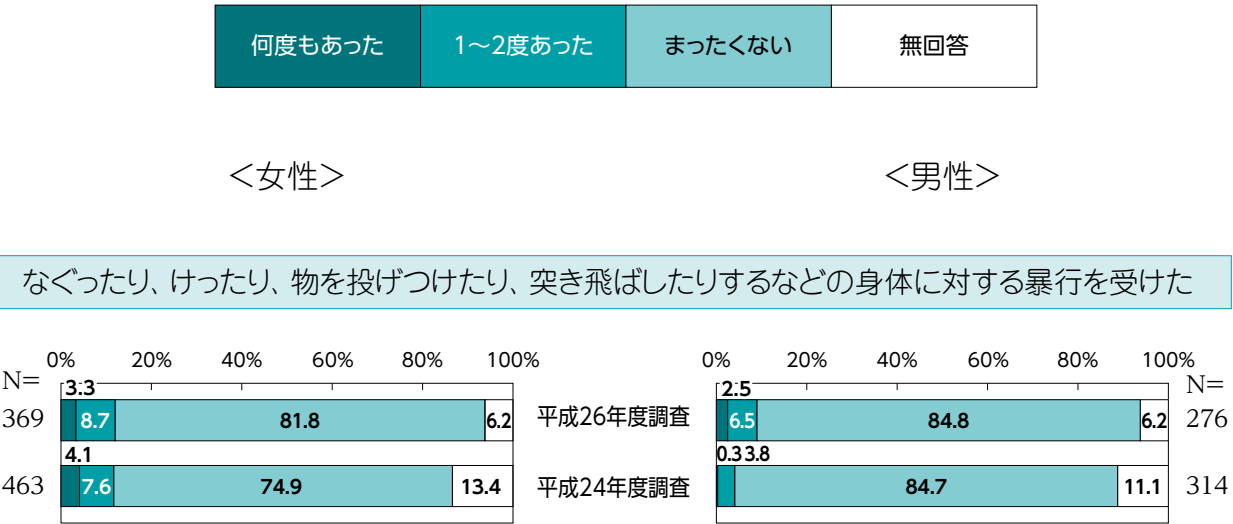
「男は仕事、女は家庭」という考え方についてみると、『同感しない』（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）は、平成26（2014）年度調査で女性56.0%、男性45.6%となっており、平成22（2010）年度調査と比較して男女ともに10ポイント程度増加しています。

●性別役割分担意識「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考え方



「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考え方についてみると『同感する』（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）は、女性65.1%、男性72.6%となっています。一方、『同感しない』（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）は、女性23.9%、男性18.9%となっています。

●配偶者からの暴力被害の経験



過去1年間に配偶者（別居中を含む）からの暴力を経験した人の割合（「何度もあった」と「1～2度あった」の合計）についてみると、平成26（2014）年度調査で「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた」は女性12.0%、男性9.0%、「人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視する、なぐるふりをして脅すなどの精神的な嫌がらせを受けた」は女性17.1%、男性12.7%、「あなたがいやがっているのに性的な行為を強要された」は女性9.7%、男性で3.9%となっています。平成24（2012）年度調査と比較して、配偶者からの暴力を経験した人の割合は男女ともに増加しています（「あなたがいやがっているのに性的な行為を強要された」のみ女性で0.8ポイント減）。

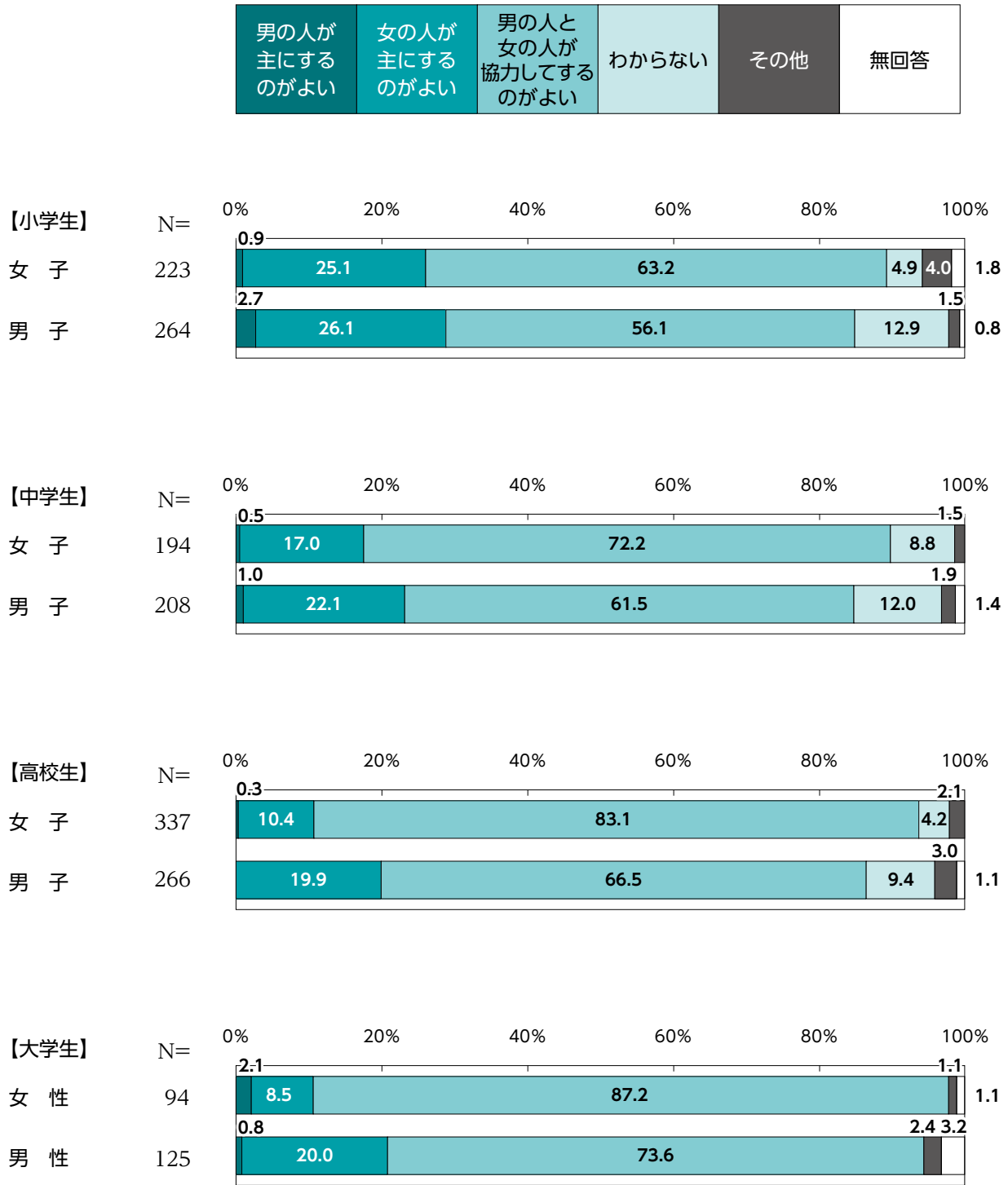
(2) 学生調査

●性別役割分担意識「料理、掃除、洗濯などの家事は、だれがするのが一番よいと思うか」



「女の人が主にするのがよい」は、小学生は女子22.9%、男子23.9%、中学生は女子14.4%、男子22.1%、高校生は女子6.8%、男子18.8%、大学生は女性9.6%、男性18.4%となっています。「男の人と女の人が協力してするのがよい」は、小学生は女子59.6%、男子50.8%、中学生は女子63.9%、男子54.3%、高校生は女子78.9%、男子57.5%、大学生は女性86.2%、男性64.8%となっています。

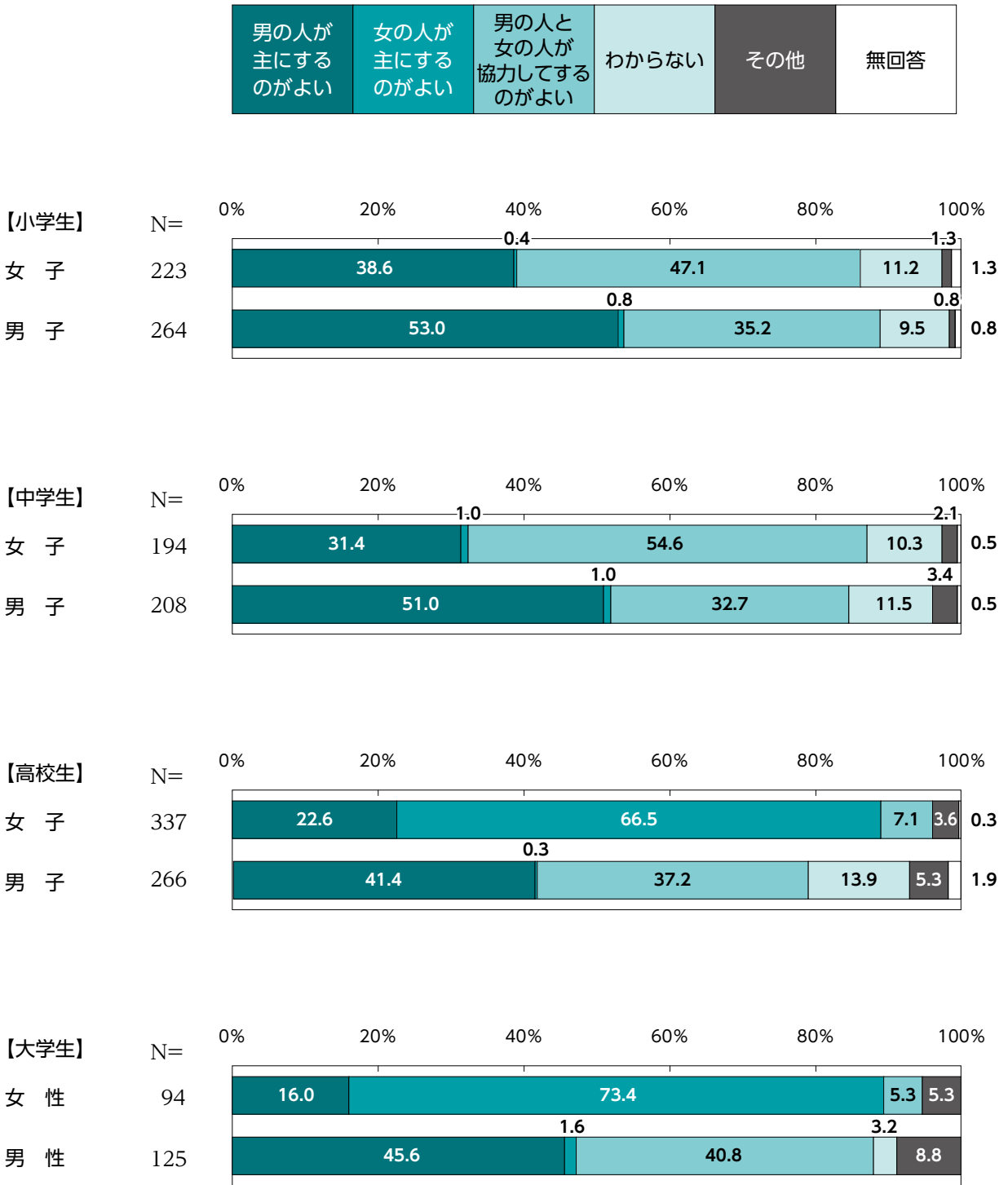
●性別役割分担意識「子どもが小さいときの子育ては、だれがするのが一番よいと思うか」



「女の人が主にするのがよい」は、小学生は女子25.1%、男子26.1%、中学生は女子17.0%、男子22.1%、高校生は女子10.4%、男子19.9%、大学生は女性8.5%、男性20.0%となっています。

「男の人と女の人が協力してするのがよい」は、小学生は女子63.2%、男子56.1%、中学生は女子72.2%、男子61.5%、高校生は女子83.1%、男子66.5%、大学生は女性87.2%、男性73.6%となっています。

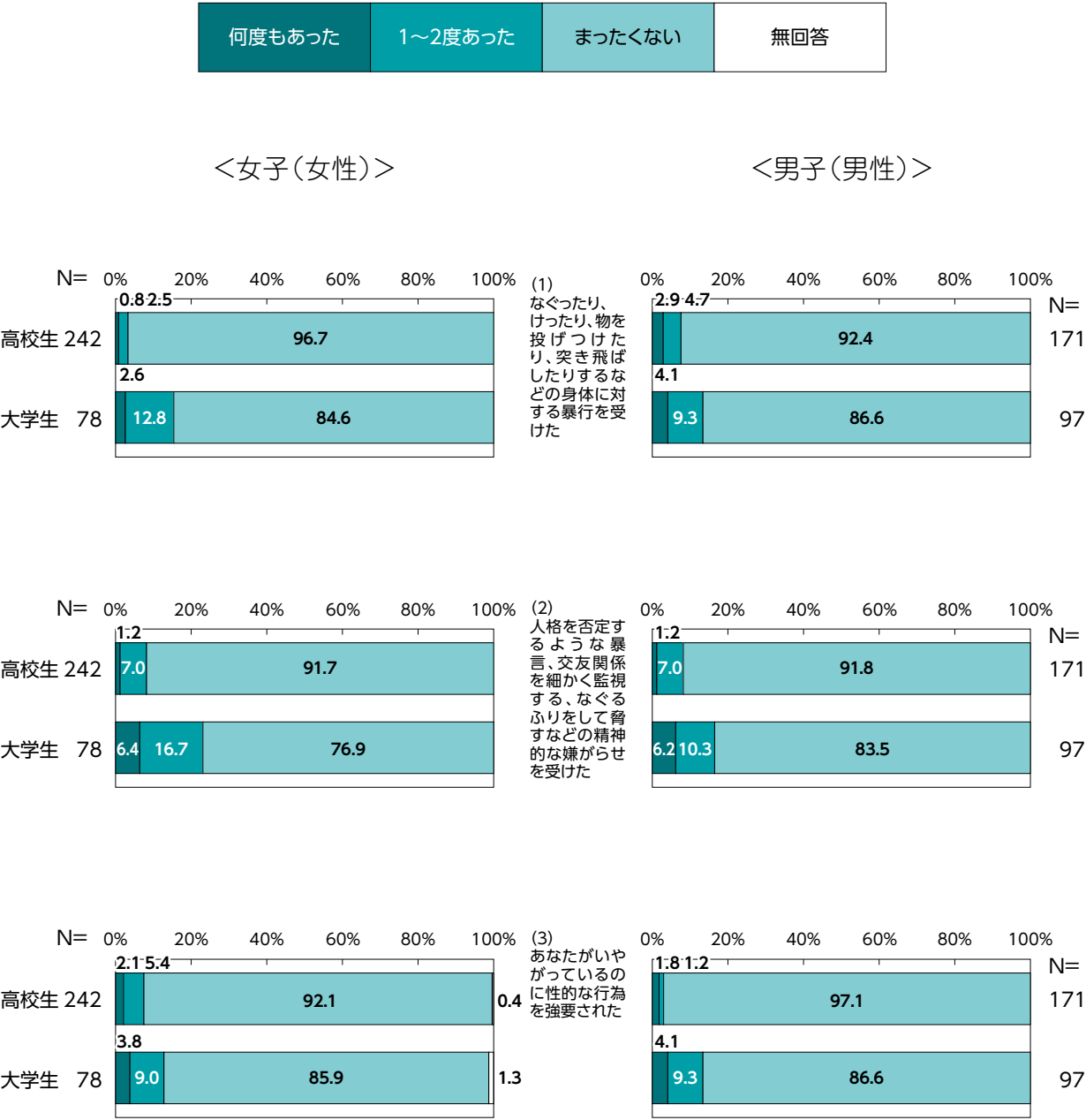
●性別役割分担意識「お金を稼ぐ仕事を、だれがするのが一番よいと思うか」



「男の人が主にするのがよい」は、小学生は女子38.6%、男子53.0%、中学生は女子31.4%、男子51.0%、高校生は女子22.6%、男子41.4%、大学生は女性16.0%、男性45.6%となっています。

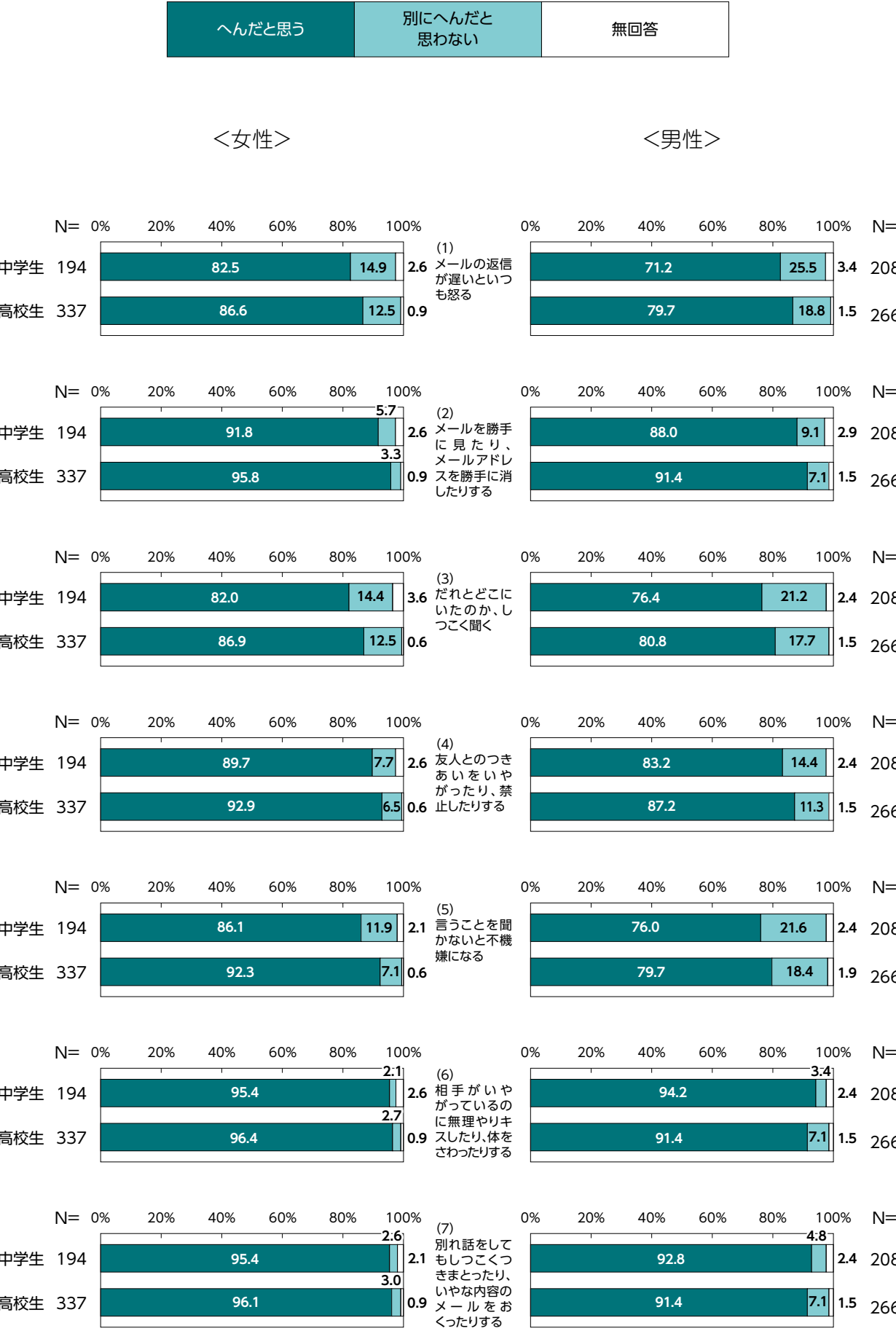
「男の人と女の人が協力してするのがよい」は、小学生は女子47.1%、男子35.2%、中学生は女子54.6%、男子32.7%、高校生は女子66.5%、男子37.2%、大学生は女性73.4%、男性40.8%となっています。

●交際相手からの暴力被害の経験



交際相手からの暴力を経験した人の割合（「何度もあった」と「1～2度あった」の合計）についてみると、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた」は、高校生では女子3.3%、男子7.6%、大学生では女性15.4%、男性13.4%、「人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視する、なぐるふりをして脅すなどの精神的な嫌がらせを受けた」は、高校生では女子8.2%、男子8.2%、大学生では女性23.1%、男性16.5%、「あなたがいやがっているのに性的な行為を強要された」は、高校生では女子7.5%、男子3.0%、大学生では女性12.8%、男性13.4%となっています。

●男女交際における暴力への認識



枚方市男女共同参画推進条例及び関係規則

○枚方市男女共同参画推進条例

平成22年3月31日
条例第9号

(目的)	(性別を理由とする人権侵害の禁止等)
第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、教育に関わる者、事業者等（事業者及び市民団体をいう。以下同じ。）及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。	第4条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、直接的なものであると間接的なものであると問わず、性別を理由とする人権侵害を行ってはならない。
(定義)	2 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の暴力による人権侵害を行ってはならない。
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	3 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、多様な性のあり方を尊重し、多様な性のあり方を理由とする人権侵害を行ってはならない。
(1) 男女共同参画 すべての市民が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。	4 市は、前3項に掲げる人権侵害を根絶するための教育その他のそれらの人権侵害の予防に関する施策を推進するとともに、それらの人権侵害の被害者の相談及び支援に関する施策を実施するものとする。
(2) 人権侵害 法律に違反する行為のほか、日本国憲法、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等の人権に関する条約、世界人権宣言等の趣旨に反する差別的取扱い、嫌がらせその他の人権を侵害するあらゆる行為をいう。	(不特定の市民を対象とした情報への配慮)
(3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等又は配偶者、恋人等であった者に対する身体的、精神的、性的若しくは経済的な暴力又は社会的行動を妨げる暴力をいう。	第5条 何人も、不特定の市民を対象とした情報において、基本理念に反し、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長する表現並びに人権侵害を助長する性的な表現を行わないよう努めなければならない。
(4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動によってその者に不快感を与え、又は意に反する性的な言動を受けた者の対応によってその者に不利益を与えることをいう。	2 市は、不特定の市民を対象とした情報において、率先して、男女共同参画の推進に配慮した表現を行うよう努めるものとする。
(5) 積極的改善措置 すべての市民が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関する男女間の格差を改善するために、男女のいずれか一方に対し、必要な範囲において、その機会を積極的に提供することをいう。	(市の責務)
(基本理念)	第6条 市は、社会における制度又は慣行で男女共同参画の実現を妨げている要因となっているものを取り除くよう努めなければならない。
第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。	2 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。
(1) すべての市民に関わる課題としてとらえること。	3 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、国、大阪府、教育に関わる者、事業者等及び市民の取組と相互に連携し、協力し合わなければならない。
(2) 一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること。	(教育に関わる者の責務)
(3) あらゆる人権侵害を許さないこと。	第7条 教育に関わる者は、教育活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
(4) 仕事と生活の調和の実現を図ること。	

(事業者等の責務)	(拠点施設機能の充実)
第8条 事業者等は、事業活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。	第12条 市は、男女共同参画の推進に必要な拠点施設機能の充実に努めるものとする。
(市民の責務)	(男女共同参画推進審議会)
第9条 市民は、性別にかかわらず、個人として尊重され、人権を行使する主体であり、まちづくりの構成員として、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。	第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
(男女共同参画計画)	2 審議会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び変更並びに男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議し、及び答申する。
第10条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項の市町村男女共同参画計画として、枚方市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。	3 審議会は、必要があると認めるときは、男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
2 市長は、計画の策定に当たっては、市民の価値観の多様化を踏まえ、市民の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮するものとし、次に掲げる観点を特に踏まえなければならない。	4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、男女の委員の数は、ともに委員の総数の10分の4未満であってはならない。
(1) 市民が、性別にかかわらず、所属する組織における運営の方針決定及び実施に対等に参画することができるようにすること。	5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(2) 市民が、仕事、地域活動等の活動と家庭生活における活動とを両立することができるようにすること。	(意見等の申出)
(3) 市民が、生涯にわたって妊娠、出産等に関して、健康な生活を営み、自らの意思を互いに尊重されることができるようになること。	第14条 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見を、市長に申し出ることができる。
(4) 市民が、人権保障に関する国際社会における取組を知り、及び国際的な視野を広げることによって、国内外において異なる多様な生活及び文化の相互理解を促進することができるようにすること。	2 市民は、性別を理由とする人権侵害その他の男女共同参画の実現を妨げている要因に基づく人権侵害を受けた場合は、市長にその旨を申し出ることができる。
3 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。	3 第1項又は第2項の規定による申出に係る手続に関し必要な事項は、規則で定める。
4 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、枚方市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。	4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、調査を実施し、必要に応じて措置を講じるものとする。
5 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。	5 市長は、第2項の規定による申出があったときは、相談に応じるとともに、必要な支援を行うものとする。この場合において、市長は、国、大阪府その他の関係機関と連携を図るものとする。
6 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の進捗状況を公表しなければならない。	附 則
(体制の整備等)	この条例は、平成22年4月1日から施行する。
第11条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ横断的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な財政上の措置及び体制の整備に努めるものとする。	
2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立つて取り組むものとする。	

○枚方市男女共同参画推進審議会規則

平成22年3月31日
規則第9号
改正 平成28年3月31日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市男女共同参画推進条例（平成22年枚方市条例第9号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき設置する枚方市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係市民団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者（平28規則23・一部改正）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の者が、個人情報の保護について配慮し、当該審議会の会議を非公開とすることが適当であると認めたとき

は、当該審議会の会議を非公開とする。

(会議録)

第6条 審議会の議事は、会議録として記録しなければならない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、部会の会議における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 前3条の規定は、部会の会議について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平成28年3月31日規則第23号〕

この規則は、公布の日から施行する。

○枚方市男女共同参画に関する意見等の申出に係る手続に関する規則

平成22年3月31日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市男女共同参画推進条例（平成22年枚方市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第1項又は第2項の規定による申出に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員の選任)

第2条 男女共同参画の推進に関することについての調査を委託するために置く男女共同参画推進専門委員（以下「専門委員」という。）は、男女共同参画及び行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

(専門委員の責務)

第3条 専門委員は、公正かつ中立に職務を遂行しなければならない。

2 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(意見等の申出の方法等)

第4条 条例第14条第1項の規定による申出（以下「意見の申出」という。）及び同条第2項の規定による申出は、書面により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、口頭により行うことができる。

2 市長は、前項ただし書の規定による口頭による申出があったときは、その内容を書面に記録するものとする。

(調査の実施)

第5条 市長は、意見の申出を受けたときは、速やかに、専門委員に対し、当該意見の申出についての調査を委託するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、意見の申出が次に掲げる事項に該当する場合は、調査を実施しないものとする。この場合において、市長は、当該意見の申出をした者（以下「申出人」という。）に対し、調査を実施しない旨を、理由を付して、書面により通知するものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び裁判所の判決又は決定に係る事項
- (2) 不服申立てを行っている事案及び不服申立ての裁決又は決定に係る事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により対応すべき事項
- (4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に係る事項
- (5) 議会に請願を行っている事案に係る事項

(6) 専ら私人間の争いであると判断される事項

(7) 専門委員の職務に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事項

3 市長は、第1項の規定により調査を委託したときは、申出人に対し、その旨を、書面により通知するものとする。

4 専門委員は、第1項の規定により調査を委託された事項について、必要に応じて、枚方市男女共同参画推進審議会に意見を聴くものとする。

(市長への報告)

第6条 専門委員は、前条第1項の規定により調査を委託された事項について、調査を終えたときは、その内容を市長に報告するものとする。

(対応の通知)

第7条 市長は、申出人に対し、前条の規定による報告を受けて講じた措置等について、書面により通知するものとする。

(調査の概要の公表)

第8条 市長は、毎年、意見の申出について実施した調査及び市長が講じた措置の概要を公表するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(枚方市専門委員設置規則の一部改正)

2 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

関係法令

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小淵内閣

改正 平成一一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たったの配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)	
第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。	
(国際的協調のための措置)	
第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。	
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)	
第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。	
第三章 男女共同参画会議	
(平一一法一〇二・全改)	
(設置)	
第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。	
(平一一法一〇二・全改)	
(所掌事務)	
第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。	
二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。	
三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。	
四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。	
(平一一法一〇二・全改)	

(組織)	
第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。	
(平一一法一〇二・全改)	
(議長)	
第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。	
2 議長は、会務を総理する。	
(平一一法一〇二・全改)	
(議員)	
第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。	
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者	
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者	
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。	
3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。	
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。	
(平一一法一〇二・全改)	
(議員の任期)	
第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。	
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。	
(平一一法一〇二・全改)	
(資料提出の要求等)	
第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。	
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。	
(平一一法一〇二・全改)	

(政令への委任)	
第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。	
(平一一法一〇二・全改)	
附 則 抄	
(施行期日)	
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	
(男女共同参画審議会設置法の廃止)	
第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。	
(経過措置)	
第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。	
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。	
3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。	
(以下略)	

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)
(法律第三十一号)
第百五十一回通常国会
第二次森内閣
改正 平成一六年六月二日法律第六四号
同一九年七月一一日同第一一三号
同二五年七月三日同第七二号
同二六年四月二三日同第二八号

(平二五法七二・改称)

目次

前文
第一章 総則(第一条・第二条)
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)
第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)
第四章 保護命令(第十条―第二十二条)
第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)
第五章の二 補則(第二十八条の二)
第六章 罰則(第二十九条・第三十条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うも

のとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援

センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

（平一六法六四・追加）

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止す

るため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心^{しゅう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者³がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）⁴、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、

命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しく

は保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しに

よって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正）

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（平一六法六四・一部改正）

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う
婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う
一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基
準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相
談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社
会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を
含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第

四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条―第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条―第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条―第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条―第三十四条）
- 附則

第一章 総則	の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
（目的）	（国及び地方公共団体の責務）
第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。	第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
（基本原則）	（事業主の責務）
第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。	第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。
2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。	第二章 基本方針等
3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性	（基本方針）
	第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
	2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
	一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
	二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
	三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
	イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

（平成二十七年九月四日）
（法律第六十四号）
第百八十九回通常国会
第三次安倍内閣

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取

り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び

地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

〔仕事と生活が両立しにくい現実〕

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

〔働き方の二極化等〕

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

〔共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識〕

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、

妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

〔仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌〕

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

〔多様な働き方の模索〕

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組む、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

〔多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性〕

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

〔明日への投資〕

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれ

た状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進める必要がある。

〔企業と働く者〕

（1）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

〔国民〕

（2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

〔国〕

（3）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

〔地方公共団体〕

（4）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様

式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部から第6部（略）

採択 昭和54（1979）年12月18日

発効 昭和56（1981）年9月3日

日本国 昭和55（1980）年7月17日署名

昭和60（1985）年6月25日批准

昭和60（1985）年7月25日発効

男女共同参画関連年表

年	世界の動き	国の動き	大阪の動き	枚方市の動き
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年（目標:平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）（メキシコシティ）：「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置（本部長:内閣総理大臣） ・総理府に「婦人問題企画推進会議」設置（内閣総理大臣の私的諮問機関） ・総理府に「婦人問題担当室」設置 ・「特定職種育児休業法」(対象:女子教育職員、看護婦、保母)公布(昭和51年施行)		
昭和51年 (1976年)	・「国連婦人の10年」スタート	・「民法」改正施行（離婚後の姓の選択自由）	・女性問題担当窓口を労働部労働福祉課に設置	
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」（現国立女性教育会館）開館	・「大阪府婦人問題推進会議」設置	
昭和54年 (1979年)	・第34回国連総会:「女子差別撤廃条約」採択		・「大阪府婦人問題企画推進本部」設置	
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）（コペンハーゲン）：「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・「民法」改正（配偶者の法定相続分引き上げ）(昭和56年施行)	・企画部に「婦人政策係」設置	
昭和56年 (1981年)	・「女子差別撤廃条約」発効 ・第67回ILO総会:「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約:家族的責任条約)」採択	・「婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標」策定	・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定	
昭和57年 (1982年)			・企画部に「婦人政策室」設置	
昭和59年 (1984年)		・「国籍法」「戸籍法」改正（父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）(昭和60年施行)		
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議(第3回世界女性会議)：「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ戦略）」採択	・生活保護基準額の男女差解消 ・「国民年金法」改正（女性の年金権確立）（昭和61年施行） ・「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准		・企画部企画調査室に「女性施策担当窓口」設置 ・「女性の生活と意識に関する調査」実施 ・「婦人問題施策研究チーム」設置(市職員で構成)
昭和61年 (1986年)			・「21世紀をめざす大阪府女性プラン(第2期行動計画)」策定	・「女性問題懇話会」設置（学識経験者等で構成）

年	世界の動き	国の動き	大阪の動き	枚方市の動き
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・「所得税法」改正施行（配偶者特別控除制度新設）		・「総合計画」に「女性の地位向上」立項 ・「女性施策推進連絡会」設置(市職員で構成) ・「家庭生活と意識に関する調査」実施
昭和63年 (1988年)		・「労働基準法」改正施行（労働時間の短縮） ・婦人週間40周年記念		・自治推進部自治活動課に「女性施策係」設置 ・女性問題懇話会から市長へ「提言」提出 ・女性施策推進連絡会から「報告書」提出 ・「女性施策行動計画策定委員会」設置
平成元年 (1989年)	・第44回国連総会:「児童の権利条約」採択	・「学習指導要領」改訂（中学校・高校家庭科の男女共修） ・「パートタイム労働指針」制定		・「枚方市女性施策行動計画」策定 ・「女性施策推進本部」設置
平成2年 (1990年)	・国連経済社会理事会:「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・自治推進部に「女性政策課」設置 ・第1回「ひらかた女性フォーラム」開催
平成3年 (1991年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布（平成4年施行）	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 ・「大阪府女性基金」設置	
平成4年 (1992年)		・婦人問題担当大臣設置		・「女性問題についての意識調査」実施 ・メセナひらかた会館に「女性フロア」設置
平成5年 (1993年)	・国連世界人権会議:「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・第48回国連総会:「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校の家庭科男女共修開始 ・「パートタイム労働法」公布施行		・「枚方市女性施策行動計画・第2次実施計画」策定 ・「人権尊重都市宣言」制定
平成6年 (1994年)	・国際家族年 ・第81回ILO総会:「パートタイム労働に関する条約及び勧告」採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)	・高校の家庭科男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」設置 ・総理府に「男女共同参画審議会」設置(政令) ・内閣に「男女共同参画推進本部」設置（本部長:内閣総理大臣） ・「児童の権利条約」批准	・「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ・ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館	・「女性施策推進協議会」設置(学識経験者等で構成)
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議（北京）:「北京宣言及び行動綱領」採択	・「ILO第156号条約（家族的責任条約）」批准 ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）（一部平成11年施行）	・「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」結果報告	・「女性問題についての意識調査」実施 ・女性施策推進協議会から市長へ「提言」提出
平成8年 (1996年)	・「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」（ストックホルム）	・「男女共同参画2000年プラン」策定	・大阪女子大学に女性学研究センター開設	・「枚方市女性施策行動計画(改訂版)」策定

年	世界の動き	国の動き	大阪の動き	枚方市の動き
平成9年 (1997年)		・総理府に「男女共同参画審議会」設置(法律) ・「労働基準法」改正(女子保護規定撤廃)(平成11年施行) ・「男女雇用機会均等法」改正(女子差別禁止、セクハラ防止義務)(平成11年全面施行) ・「育児・介護休業法」改正(深夜業制限)(平成11年施行) ・「介護保険法」公布(平成12年施行)	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)～新 女と男のジャンプ・プラン」策定	・「枚方の女性史 伝えたい想い」発行
平成10年 (1998年)			・「男女協働社会づくり課」に改称	・市長公室企画政策課に「女性政策担当」設置
平成11年 (1999年)	・第54回国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	・「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布施行(女性の参画の促進)	・「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」結果報告	
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク):「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ・「女子差別撤廃条約選択議定書」発効	・「児童虐待防止法」公布施行 ・「ストーカー規制法」公布施行 ・「男女共同参画基本計画」策定		・「男女共同参画検討委員協議会」設置 ・「男女間における暴力及び児童に対する暴力調査」実施
平成13年 (2001年)		・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・内閣府に「男女共同参画会議」設置 ・「DV防止法」公布施行(一部平成14年施行) ・第1回男女共同参画週間(6月23日～6月29日) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「女性に対する暴力をなくす運動について」男女共同参画推進本部決定	・「男女共同参画課」に改称 ・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定	・男女共同参画検討委員協議会から市長へ「提言」提出 ・「枚方市男女共同参画計画」策定 ・「女性フロア」から「男女共生フロア」に名称変更 ・「女性施策推進本部」から「男女共同参画推進本部」に名称変更
平成14年 (2002年)		・「育児・介護休業法」改正施行(仕事と家庭の両立支援策の充実)	・「大阪府男女共同参画推進条例」制定	・「枚方市男女共同参画計画第1次アクションプログラム」策定
平成15年 (2003年)		・「女性のチャレンジ」支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布施行 ・「少子化社会対策基本法」公布施行 ・「性同一性障害者特例法」公布(平成16年施行)	・「男女いきいき・元気宣言」事業者顕彰制度創設	

年	世界の動き	国の動き	大阪の動き	枚方市の動き
平成16年 (2004年)		・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「児童虐待防止法」改正施行 ・「DV防止法」改正施行(元配偶者への適用、「配偶者からの暴力」の定義拡大) ・「DV防止法」に基づく基本方針策定 ・「刑法」改正(性犯罪について法定刑の引き上げ、集団強姦罪の新設)(平成17年施行) ・「育児・介護休業法」改正(育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(平成17年施行)		・「枚方市人権尊重のまちづくり条例」制定 ・「枚方市男女共同参画計画第2次アクションプログラム」策定
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)(ニューヨーク)	・「高齢者虐待防止法」公布(平成18年施行) ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
平成18年 (2006年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)	・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大)(平成19年施行) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定	・男女共生フロアの愛称「ウィル」に決定(公募)
平成19年 (2007年)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(インド)	・「パートタイム労働法」改正(平成20年施行) ・「DV防止法」改正(保護命令の拡充、市町村についての規定強化)(平成20年施行) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・「枚方市男女共同参画計画第3次アクションプログラム」策定
平成20年 (2008年)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正(平成21年施行)	・「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申	・市長公室人権政策室に「男女共同参画担当」設置

年	世界の動き	国の動き	大阪の動き	枚方市の動き
平成21年 (2009年)	・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解公表 ・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(韓国)	・男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等)(平成22年施行他)	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 ・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施	・人権尊重のまちづくり審議会から市長へ「男女共同参画条例(仮称)に関する課題と方向性について」答申
平成22年 (2010年)	・第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)(ニューヨーク)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・「枚方市男女共同参画推進条例」制定 ・「男女共同参画にかかる市民アンケート調査」(一般・学生)実施 ・「男女共同参画推進審議会」設置
平成23年 (2011年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(Un Women)」発足		・「おおさか男女共同参画プラン(2011～2015)」策定	・「第2次枚方市男女共同参画計画」策定 ・「第2次枚方市男女共同参画計画」アクションプログラム策定
平成24年 (2012年)	・第1回女性に関するASEAN閣僚級会合(ラオス) ・第56回国連婦人の地位委員会:「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」策定	・「男女共同参画にかかる市民アンケート調査」(中間年)(一般)実施
平成25年 (2013年)		・「日本再興戦略」(閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・「DV防止法」改正(適用対象の拡大、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名変更)(平成26年施行) ・「ストーカー規正法」改正施行	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)」に計画名変更(適用対象範囲追加)	・枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」設置 ・「枚方市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定
平成26年 (2014年)	・第58回国連婦人の地位委員会:「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂2014(閣議決定)に「女性が輝く社会」の実現」を明示 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ・「母子及び寡婦福祉法」改正施行(「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に法律名変更) ・「リベンジポルノ防止法」公布施行	・「男女共同参画社会に関する府民意識調査」実施	・「男女共同参画に関する市民アンケート調査」(一般・学生)実施

年	世界の動き	国の動き	大阪の動き	枚方市の動き
平成27年 (2015年)	・第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」記念会合)(ニューヨーク) ・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性活躍推進法」公布施行(一部平成28年施行) ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		
平成28年 (2016年)			・「おおさか男女共同参画プラン(2016～2020)」策定	・男女共同参画推進審議会から市長へ「第3次枚方市男女共同参画計画の策定について」答申 ・「第3次枚方市男女共同参画計画」策定 ・「第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム(前期)」策定 ・「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」策定